

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年2月



ヒコセ通商株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式402,135千円(見込額)の募集及び株式439,900千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式136,950千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年2月12日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

ヒロセ通商株式会社

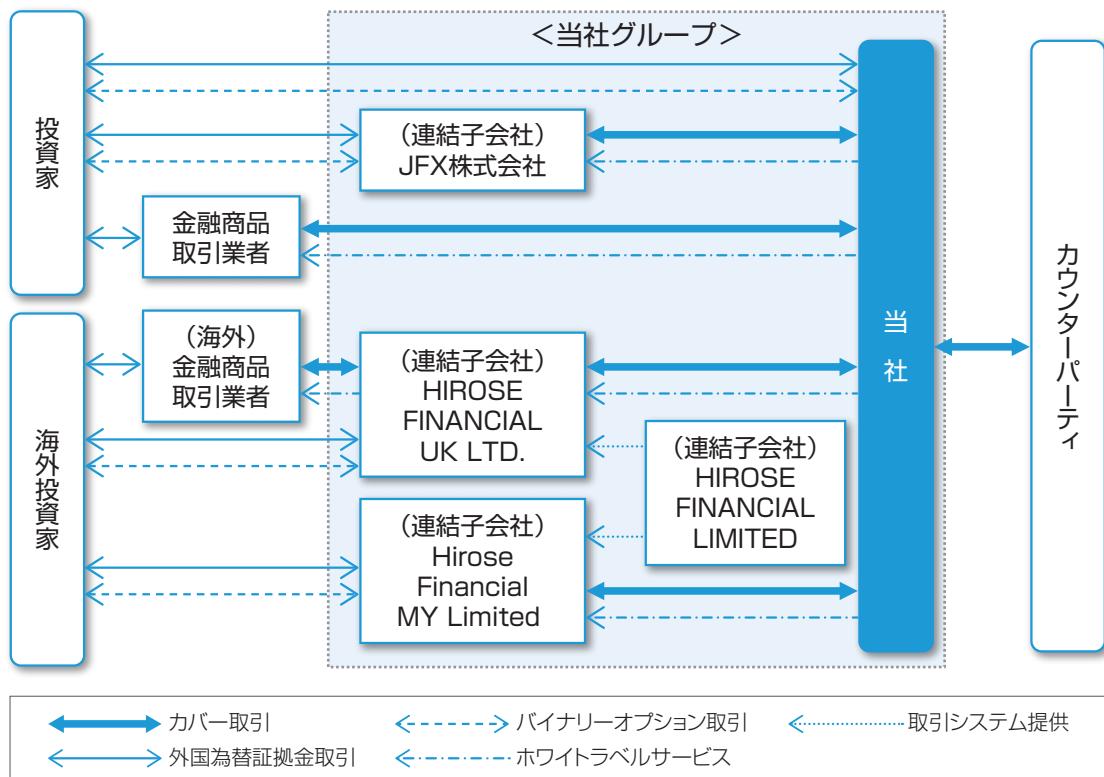
大阪市西区新町一丁目 3 番19号 MGビルディング

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものです。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

なお、「*」を付している用語については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の末尾に用語集を設け、説明しております。

1. 事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社5社から構成されております。当社、JFX株式会社、HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedは、主として投資家向けにインターネットを通じて外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引（*）を提供する外国為替証拠金取引事業を行っており、HIROSE FINANCIAL LIMITEDは、当社グループ会社に対する取引システムの提供を行っております。また、当社では金融商品取引業者向けホワイトラベルサービス（*）の提供、及び金融商品取引業者のカウンターパーティ（*）としてカバー取引（*）も行っております。



※1 連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITEDは、現在事業体制を構築中であり、事業を開始していないため、事業系統図には記載しておりません。

※2 当社グループは外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、その他（保育事業）は重要性が乏しいため、事業系統図には記載しておりません。

当社グループは、幅広い投資家層に投資を身近に感じてもらえる金融商品取引業者となるため、顧客のニーズの実現を第一義として事業を展開しております。また、当社グループの事業における特徴としては、次の3点が挙げられます。

- ① 低コストでの取引環境提供
- ② 顧客サービスの徹底
- ③ 海外事業

① 低コストでの取引環境提供

当社グループでは、幅広い投資家層にとって投資を身近に感じてもらうことができるよう、低スプレッドでのサービス提供や、1,000通貨単位からの取引を手数料なし（一部取引システムを除く）で提供するなど、少額資金での取引が可能となっております。当社グループは、取引には高額な費用が必要だと考えていた潜在顧客の獲得に注力しており、特定の大口顧客の動向に左右されない営業基盤の構築に努めております。

1,000通貨から
始められるFX

手数料無料

低スプレッド

② 顧客サービスの徹底

＜取引ツールについて＞

初心者の方から上級者の方まで、幅広く利用していただけるよう、使いやすさを追求して開発を重ねております。顧客が自身の環境に適した取引システム環境を選択することができます。

■取引ツールのタイプ

インストールタイプ



当社グループがおすすめする最新バージョンのツール

FLASHタイプ



文字が大きく年配の方でも見やすいツール

WEBブラウザタイプ



インターネット環境があれば使用可能なツール

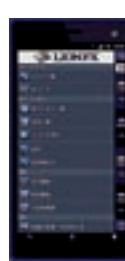
Mac専用アプリ



また、iアプリ、iPadアプリ、iPhoneアプリ、Androidアプリ等のモバイルアプリも提供しており、操作性、機能性、コンテンツなどPC版並の機能を有しています。



iPhoneアプリ



Androidアプリ



iPadアプリ



モバイルアプリ

《取引ツールのバージョンアップについて》

当社では「お客様の声」を何よりも大切にしております。月に1回程度のペースで実施しているツールのバージョンアップは、ホームページに設置しているご意見箱に寄せられたお客様のご意見等をもとに実施しています。



《お客様サポートの充実》

外国為替証拠金取引は、24時間取引（*）が可能な金融商品であるため、24時間対応の顧客サポートを外部委託ではなく、当社従業員にて実施しております。

パソコンに不慣れなお客様や、外国為替証拠金取引初心者の方でも安心して取引が行えるよう、電話サポート業務については長期の研修期間やテスト期間を設け、顧客サポート能力の向上、均一化に努めています。

《バリエーション豊かなキャンペーンについて》

当社では、新規のお客様限定のキャンペーンから、既存のお客様に取引をしながら楽しんでいただけのキャンペーンまで様々なキャンペーンを毎月開催しております。



(キャンペーン商品の一例)

《反省会の実施》

トレードバトルで損益が思わしくなかったお客様を反省会にご招待し、食事をしながら勝つためのセミナーを開催したりしています。

③ 海外事業

『海外の拠点について』

当社が日本国内で培ってきたノウハウをグローバルに展開するため、HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedにて海外の顧客をターゲットに、外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引を展開しております。また、HIROSE FINANCIAL UK LTD.では、金融商品取引業者をターゲットに、ホワイトラベルサービスを展開しております。

なお、HIROSE FINANCIAL LIMITEDは海外子会社に対する取引システムの提供を行っております。また、HIROSE TRADING HK LIMITEDは、アジア市場において外国為替証拠金取引事業を行うための事業体制を構築中であります。



2 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期第3四半期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年12月
営業収益 (百万円)	4,991	4,968	4,548
経常利益 (百万円)	904	486	852
当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益 (百万円)	360	199	491
包括利益又は四半期包括利益 (百万円)	376	205	488
純資産額 (百万円)	2,715	2,976	3,437
総資産額 (百万円)	32,996	38,665	44,448
1株当たり純資産額 (円)	625.48	668.73	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)	83.08	45.90	110.43
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.2	7.7	7.7
自己資本利益率 (%)	14.3	7.0	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,282	△240	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△9	△331	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,058	668	—
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高 (百万円)	1,596	1,700	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	71 〔7〕	72 〔11〕	— 〔—〕

- (注) 1. 当社は、第11期より連結財務諸表を作成しております。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役及び当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
6. 第11期及び第12期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第13期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
7. 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (百万円)	1,961	2,768	4,115	4,233	4,242
経常利益 (百万円)	235	629	493	662	581
当期純利益 (百万円)	124	260	128	140	229
資本金 (百万円)	420	420	420	420	420
発行済株式総数 (株)	4,531	4,531	4,531	4,531,000	4,531,000
純資産額 (百万円)	1,923	2,179	2,240	2,376	2,661
総資産額 (百万円)	11,479	18,331	23,666	29,494	34,770
1株当たり純資産額 (円)	424,517.21	481,105.26	516,200.80	547.46	597.92
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	1,000 (—)	1,000 (—)	1,000 (—)	— (—)	6 (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	27,378.90	57,588.05	29,593.80	32.26	52.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.8	11.9	9.5	8.1	7.7
自己資本利益率 (%)	6.7	12.7	5.8	6.1	9.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	3.7	1.7	3.4	—	11.4
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	34 [1]	37 [3]	49 [3]	60 [7]	58 [9]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

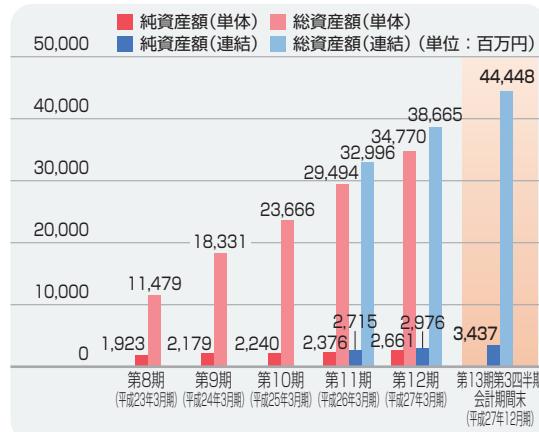
- 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は4,531,000株となっております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 従業員数は就業人員（使用者兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は、年間の平均人員を〔〕内に外数で記載しております。
- 第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第8期、第9期及び第10期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
- 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、当該数値については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	424.52	481.11	516.20	547.46	597.92
1株当たり当期純利益金額 (円)	27.38	57.59	29.59	32.26	52.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	1 (—)	1 (—)	1 (—)	— (—)	6 (—)

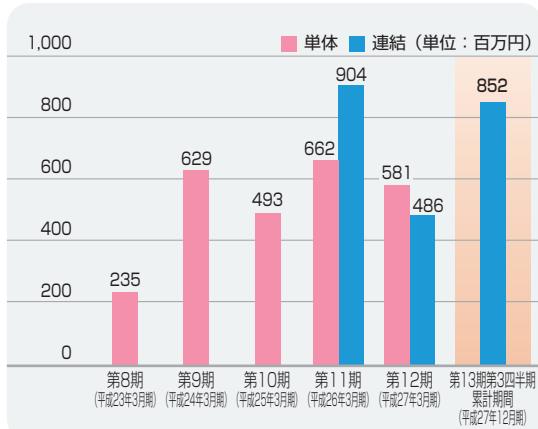
■ 営業収益



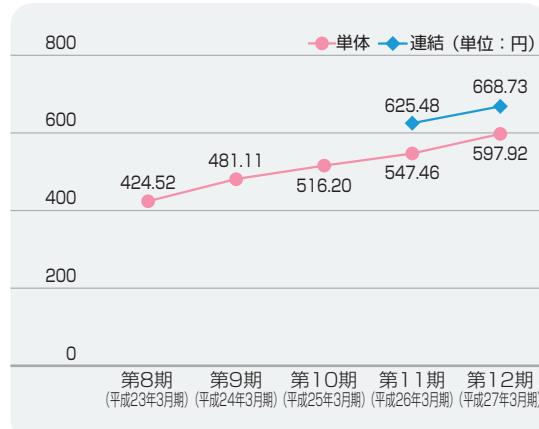
■ 純資産額／総資産額



■ 経常利益



■ 1株当たり純資産額



(注) 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額を記載しております。

■ 当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益



■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり当期（四半期）純利益金額を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	26
5 【従業員の状況】	27
第2 【事業の状況】	28
1 【業績等の概要】	28
2 【業務の状況】	30
3 【対処すべき課題】	33
4 【事業等のリスク】	35
5 【経営上の重要な契約等】	40
6 【研究開発活動】	40
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	41
第3 【設備の状況】	44
1 【設備投資等の概要】	44
2 【主要な設備の状況】	44
3 【設備の新設、除却等の計画】	45

	頁
第4 【提出会社の状況】	46
1 【株式等の状況】	46
2 【自己株式の取得等の状況】	54
3 【配当政策】	54
4 【株価の推移】	54
5 【役員の状況】	55
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	57
第5 【経理の状況】	66
1 【連結財務諸表等】	67
2 【財務諸表等】	118
第6 【提出会社の株式事務の概要】	136
第7 【提出会社の参考情報】	137
1 【提出会社の親会社等の情報】	137
2 【その他の参考情報】	137
第四部 【株式公開情報】	138
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	138
第2 【第三者割当等の概況】	140
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	140
2 【取得者の概況】	141
3 【取得者の株式等の移動状況】	141
第3 【株主の状況】	142
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成28年 2月12日	
【会社名】	ヒロセ通商株式会社	
【英訳名】	Hirose Tusyo Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 細合俊一	
【本店の所在の場所】	大阪市西区新町一丁目3番19号 MGビルディング	
【電話番号】	06-6534-0708 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室長 松井隆司	
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区新町一丁目3番19号 MGビルディング	
【電話番号】	06-6534-0708 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室長 松井隆司	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 402,135,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 439,900,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 136,950,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法 上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書 提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	570,000 (注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年2月12日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年3月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親受け先)として要請する予定であります。
なお、親受けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成28年2月12日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成28年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年3月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	570,000	402,135,000	217,626,000
計(総発行株式)	570,000	402,135,000	217,626,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(830円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は473,100,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年3月10日(木) 至 平成28年3月15日(火)	未定 (注) 4.	平成28年3月17日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年3月1日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年3月1日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年3月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年2月12日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年3月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月18日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いまでの、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年3月2日から平成28年3月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪西支店	大阪市西区新町1丁目9番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
SMB C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計	—	570,000	—

- (注) 1. 平成28年3月1日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
435,252,000	9,000,000	426,252,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(830円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額426,252千円については、「1 新規発行株式」の(注)5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限125,994千円と合わせて、400,000千円を借入金の返済資金、120,000千円を設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には、借入金の返済資金として平成29年3月期に400,000千円、取引システムの利便性向上のためのバージョンアップ費用に平成29年3月期に60,000千円、平成30年3月期に60,000千円を充当する予定であります。

上記以外の残額は、平成29年3月期に運転資金の一部に充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参考ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出しから買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	530,000	439,900,000
計(総売出株式)	—	530,000	439,900,000

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(830円)で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 3月10日(木) 至 平成28年 3月15日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年3月9日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
一 入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
一 入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式 ブックビルディング方式	165,000	136,950,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 165,000株
計(総売出株式)	—	165,000	136,950,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘査し、野村證券株式会社が行う売出であります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成28年2月12日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(830円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 3月10日(木) 至 平成28年 3月15日(火)	100	未定 (注) 1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である細合俊一(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成28年2月12日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式165,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 165,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成28年3月30日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成28年3月1日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。
2. 割当価格は、平成28年3月9日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年3月18日から平成28年3月23日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出しである村井隆生、並びに当社株主である渋谷誠一、村井昌江、安島正治、森本和弥、投資事業組合オリックス11号、池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合、角谷敏則、有限会社船文石油店、西田善三郎、JAIC-IF 3号投資事業有限責任組合、株式会社アドウェイズ、株式会社フルスピード及び三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成28年6月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、貸株人である細合俊一、並びに当社株主である友延雅昭、石原愛、野市裕作、松井隆司、松田弥、衣川貴裕、細合光子、細合浩二、細合道子、戸内實及び松本貴徳は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成28年6月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年9月13日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月12日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（MAICOS INTERNATIONAL COMPANY LIMITED及び英茂）との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (千円)	4,991,224	4,968,653
経常利益 (千円)	904,335	486,537
当期純利益 (千円)	360,630	199,513
包括利益 (千円)	376,258	205,984
純資産額 (千円)	2,715,212	2,976,526
総資産額 (千円)	32,996,251	38,665,746
1株当たり純資産額 (円)	625.48	668.73
1株当たり当期純利益 金額 (円)	83.08	45.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	8.2	7.7
自己資本利益率 (%)	14.3	7.0
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,282,916	△240,455
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△9,379	△331,638
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,058,654	668,730
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,596,839	1,700,845
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	71 [7]	72 [11]

- (注) 1. 当社は、第11期より連結財務諸表を作成しております。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は、年間の平均人員を〔 〕内外数で記載しております。
6. 第11期及び第12期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
7. 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (千円)	1,961,250	2,768,498	4,115,793	4,233,563	4,242,518
経常利益 (千円)	235,818	629,987	493,336	662,049	581,395
当期純利益 (千円)	124,053	260,931	128,170	140,031	229,479
資本金 (千円)	420,795	420,795	420,795	420,795	420,795
発行済株式総数 (株)	4,531	4,531	4,531	4,531,000	4,531,000
純資産額 (千円)	1,923,487	2,179,887	2,240,827	2,376,518	2,661,327
総資産額 (千円)	11,479,479	18,331,194	23,666,323	29,494,830	34,770,666
1株当たり純資産額 (円)	424,517.21	481,105.26	516,200.80	547.46	597.92
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	1,000 (—)	1,000 (—)	1,000 (—)	— (—)	6 (—)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	27,378.90	57,588.05	29,593.80	32.26	52.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.8	11.9	9.5	8.1	7.7
自己資本利益率 (%)	6.7	12.7	5.8	6.1	9.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	3.7	1.7	3.4	—	11.4
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	34 [1]	37 [3]	49 [3]	60 [7]	58 [9]

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は4,531,000株となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は、年間の平均人員を〔〕内外数で記載しております。
6. 第11期及び第12期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第8期、第9期及び第10期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
7. 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いましたが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、当該数値については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	424.52	481.11	516.20	547.46	597.92
1株当たり当期純利益 金額 (円)	27.38	57.59	29.59	32.26	52.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	1 (—)	1 (—)	1 (—)	— (—)	6 (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成16年3月	大阪市西区に外国為替証拠金取引を事業目的としたヒロセ通商㈱(資本金20,000千円)を設立
平成16年4月	外国為替証拠金取引「超為替」の受託業務開始
平成17年9月	インターネットを媒体とした取引システム「Hirose-FX」の提供開始
平成18年3月	スワップポイントを改善した取引システム「Hirose-FX 2」の提供開始
平成18年5月	1,000通貨からの取引が可能な「Hirose-FX 2 ミニ」の提供開始 金融先物取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金先)第15号) (社)金融先物取引業協会(現 (一社)金融先物取引業協会)に加入(会員番号1562)
平成19年5月	マイナー通貨の取引が可能な「HiroseTrader」の提供開始
平成19年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金商)第41号)
平成20年2月	1,000通貨からの取引が可能かつ手数料無料の取引システム「LION FX」の提供開始
平成21年5月	業容拡大のため外国為替証拠金取引業者であるJFX㈱(現連結子会社)を子会社化
平成21年9月	従前と比較して高速約定処理を可能にした次世代「LION FX」の提供開始
平成22年2月	100%子会社にするため株式交換によりJFX㈱の全株式を取得 収益基盤拡大のためJFX㈱にホワイトラベルサービス(*2)提供を開始
平成22年10月	英国ロンドンに海外進出を目的としてHIROSE FINANCIAL UK LTD. (資本金850千ポンド、現連結子会社)を設立
平成23年3月	「Hirose-FX」サービス終了
平成23年6月	顧客基盤拡大のためエース交易㈱の外国為替証拠金取引事業の顧客口座を当社へ移管
平成23年10月	収益基盤拡大のためフェニックス証券㈱とカバー取引(*4)を開始
平成23年11月	収益基盤拡大のためHIROSE FINANCIAL UK LTD. とカバー取引を開始
平成24年1月	中国市場調査のため中国上海市に上海代表処を開設
平成24年5月	収益基盤拡大のため岡三オンライン証券㈱にホワイトラベルサービス提供を開始
平成24年10月	中国 香港にアジア市場の顧客獲得を目的としてHIROSE TRADING HK LIMITED(資本金500千香港ドル、現連結子会社)を設立
平成24年12月	プライバシーマーク認証取得
平成25年5月	従業員の福利厚生とCSRの取組み強化のため、「らいおん保育園」を開園
平成26年6月	「HiroseTrader」サービス終了
平成26年10月	マレーシア連邦領ラブアンに東南アジア市場の顧客獲得を目的としてHirose Financial MY Limited(資本金250千USドル、現連結子会社)を設立
平成27年6月	中国 香港に海外子会社に対する取引システムの提供を目的としてHIROSE FINANCIAL LIMITED(資本金600千香港ドル、現連結子会社)を設立
平成27年9月	チャート予測ツール「さきよみLIONチャート」の提供開始

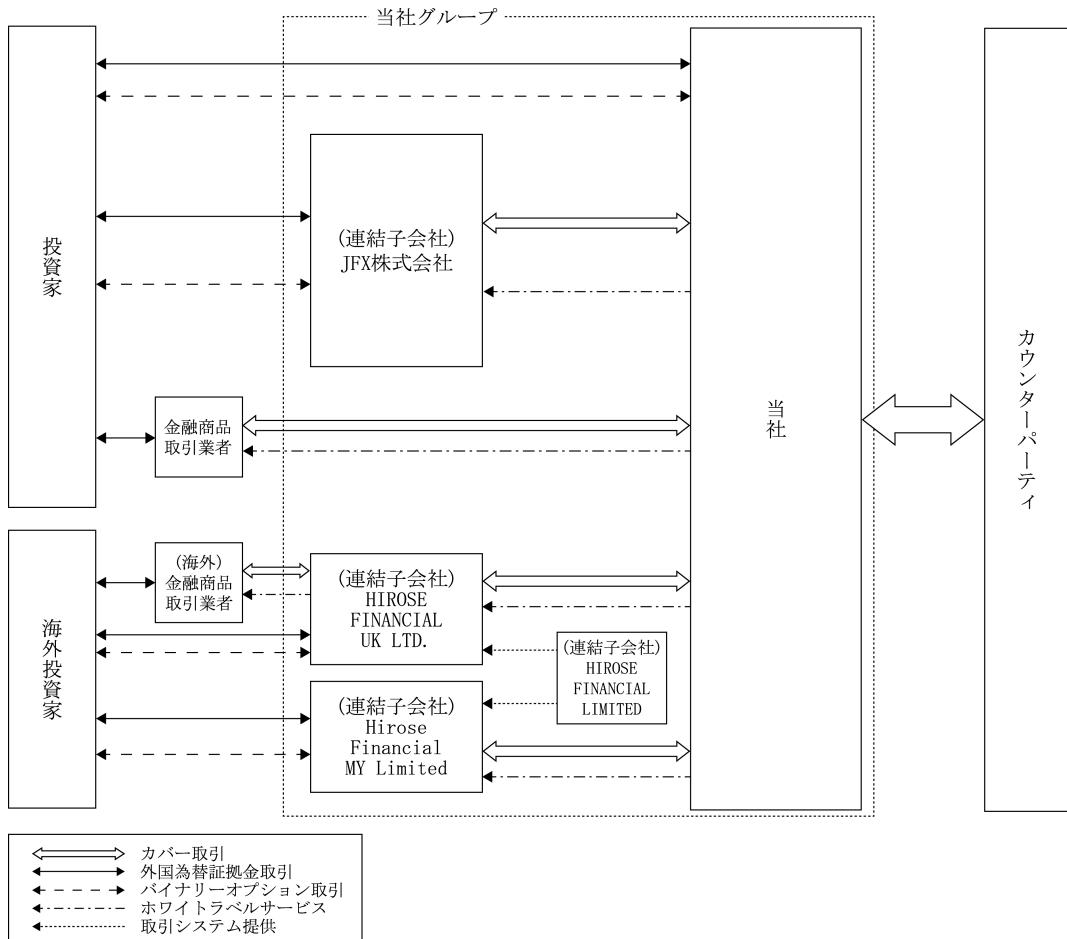
(注) *の用語については、「3 事業の内容」の末尾に記載の用語解説をご覧ください。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社 5 社から構成されております。当社、JFX株式会社、HIROSE FINANCIAL UK LTD. 及び Hirose Financial MY Limited は、主として投資家向けにインターネットを通じて外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引（* 1）を提供する外国為替証拠金取引事業を行っており、HIROSE FINANCIAL LIMITED は、当社グループ会社に対する取引システムの提供を行っております。また、当社では金融商品取引業者向けホワイトラベルサービス（* 2）の提供、及び金融商品取引業者のカウンターパーティ（* 3）としてカバー取引（* 4）も行っております。

なお、*の用語については後記「用語解説」をご参照ください。

〔事業系統図〕



※ 1 連結子会社 HIROSE TRADING HK LIMITED は、現在事業体制を構築中であり、事業を開始していないため、事業系統図には記載しておりません。

※ 2 当社グループは外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、その他（保育事業）は重要性が乏しいため、事業系統図には記載しておりません。

(1) 当社グループの事業内容

① 外国為替証拠金取引について

イ 当社グループが行う外国為替証拠金取引の特徴

当社グループが行う外国為替証拠金取引は、24時間取引(*5)が可能であり、顧客が証拠金を預託することにより、預託した金額またはその数倍の金額の外貨を売買することでその差金を授受することができる取引であります。また、外国為替取引の商慣習である通常2営業日後に実行される受渡し期日を繰延べすることにより、決済を行なうまでポジション(*6)を保有し続けることが可能となっております。

当社グループが行う外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引であります、顧客との取引により生じる自己ポジションの為替変動リスクを回避するため、原則として顧客の注文を直接カバー先へ繋げることで自己ポジションを可能な限り保有しない方針をとっております。自己ポジションを保有した場合でも、当社規程に基づきリスクを限定するよう管理を行なっております。また、当社グループの特徴として、国内外の実績ある銀行等金融機関20社以上と取引を行なっており、取引先の提示する中で最良のレートを顧客へ配信することが可能となっております。過度なリスクをとらず、顧客にとっての最良のレートを提供し続けることで、安定して公平な取引環境を提供し続けることに加え、投資単位を一般的な10,000通貨単位ではなく1,000通貨単位を主とすることにより、初心者も含めた幅広い層の顧客が投資に親しむことができる環境を提供しております。

ロ 外国為替証拠金取引の仕組み

a ロスカット制度

当社グループでは、顧客の資産を保全する目的で、顧客口座の有効比率(*7)が100%を下回った時点で、自動的に顧客の保有ポジションの全部を反対売買して決済する自動ロスカット制度を取り入れております。

b レバレッジ

外国為替証拠金取引は、少額の資金でその数倍の外貨を売買することが可能であり、この仕組みをレバレッジといいます。レバレッジを使うことで少額の資金で高い投資収益が期待できる反面、為替相場が予想と反対に変動した場合は高い投資損失を被る危険性があります。

当社及び連結子会社JFX株式会社において、個人投資家に対しては「金融商品取引業等に関する内閣府令」によるレバレッジ規制の対象となっており、取引証拠金に対して最大25倍までの取引が可能となっております。一方、事業法人についてはレバレッジ規制の対象外となっているため、当社及び子会社JFX株式会社の場合、主要通貨であれば1,000通貨当たり取引証拠金500円から取引可能としており、米ドル/円が100円の場合、最大レバレッジ200倍での取引が可能となっております。

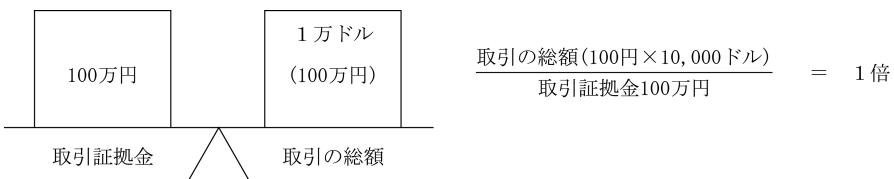
なお、連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.及びHirose Financial MY Limitedは、事業エリアが海外であるため日本国内の規制対象とならないことから、レバレッジ規制の対象外となります。

(レバレッジ説明図)

<米ドル/円100円の時>

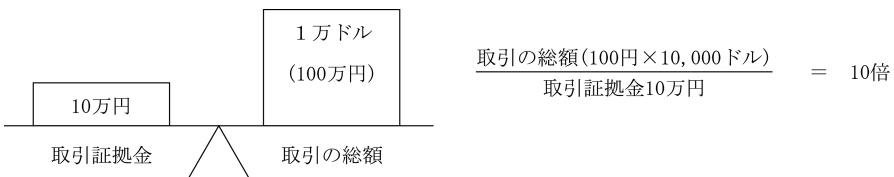
～レバレッジ1倍～

100万円の資金を取引証拠金として預け入れ、1ドル100円のレートの時に1万ドル買った場合、預け入れ額100万円で100万円分のドルを買っているため、投資金額と等倍となり、レバレッジ1倍の取引となります。



～レバレッジ10倍～

10万円の資金を取引証拠金として預け入れ、1ドル100円のレートの時に1万ドル買った場合、預け入れ額10万円で100万円分のドルを買っているため、投資金額の10倍となり、レバレッジ10倍の取引となります。



※ 各通貨のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

c スワップポイント

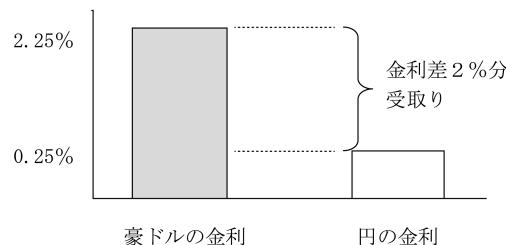
スワップポイントとは、2国間の通貨を交換することによって発生する金利差額のことをいいます。外国為替取引の商慣習では、2営業日後に金銭の受渡しが実行されますが、外国為替証拠金取引では、ロールオーバー(*8)を行うことで受渡日を繰延べ、長期に渡りポジションを保有することが可能となっております。このポジション保有中は、2国間のスワップポイントを受取りもしくは支払うことになります。例えば、金利の高い豪ドルを買って金利の低い日本円を売る豪ドル/円の買いポジションを保有している場合、買っている豪ドルの金利を受取り、売っている円の金利を支払わなければなりません。このときの金利差額がプラスであれば2国間のスワップポイントを受取ることができ、反対にマイナスであれば支払うことになります。

(スワップポイント説明図)

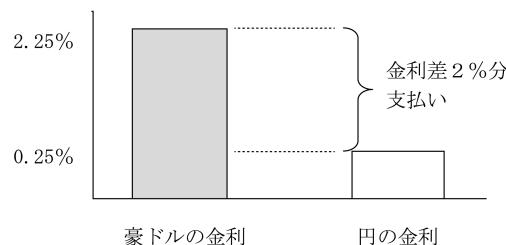
豪ドル金利 : 2.25%

円金利 : 0.25%

豪ドル/円を買った場合



豪ドル/円を売った場合

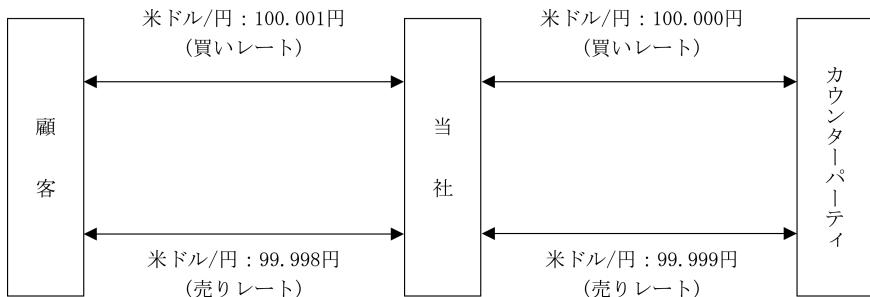


※ 各通貨の金利は仮定の数値であり、実際の金利とは異なります。

ハ 収益構造

a カバー取引による収益

外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引であります。顧客との取引により生じたポジションは、為替が顧客に有利に動いた場合は当社の損失に、反対に不利に動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動によるリスクを伴っております。当社は、この為替変動リスクを回避し、安定的な収益を確保するため、複数のカウンターパーティからレートを取得し、最良のレートを提示しているカウンターパーティと速やかにカバー取引を行っております。カバー取引の際は、顧客が当社に注文した約定価格と当社がカウンターパーティに注文した約定価格の差額が収益になります。例えば、顧客が米ドル/円を100.001円で当社に買い注文を出した場合、顧客と同注文をカウンターパーティに発注します。当社がカウンターパーティに出した買い注文が100.000円で約定した場合、顧客とのポジションの差額0.001円が当社の収益となります。

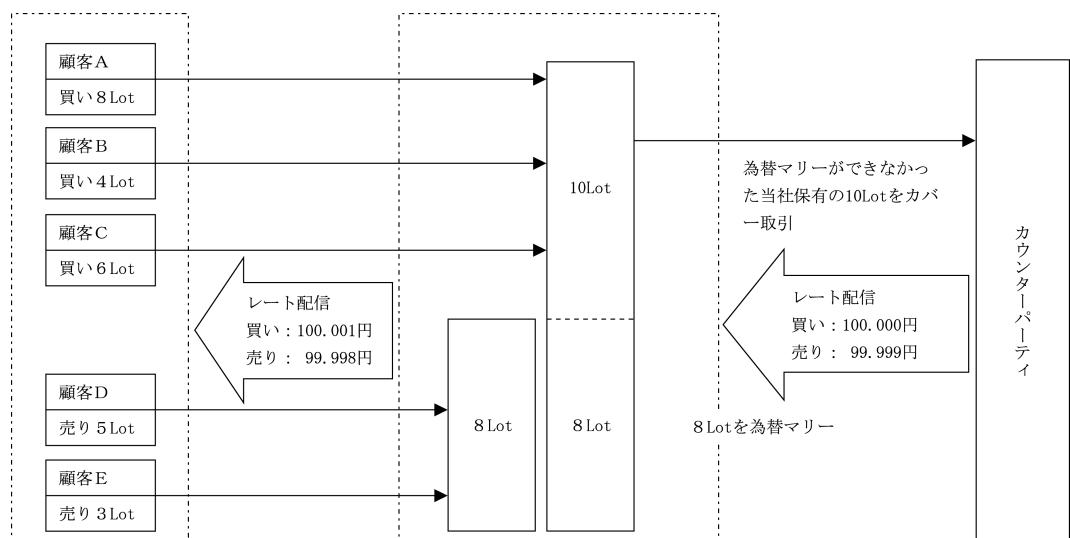


※ 各通貨のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

b 為替マリーによる収益

当社は、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避するため、原則としてカバー取引を行っておりますが、カバー取引を行っていない取引については保有する同一通貨の買い注文、売り注文のポジションを社内において相殺させる為替マリーを行っております。例えば、それぞれの顧客から同通貨の売り注文が合計8Lot、買い注文が合計18Lot発注された場合、同数量である8Lotにつき為替マリーが可能となります。このとき為替マリーができたポジションは、当社が顧客に提示する売りレートと買いレートの差額のすべて(売りレート99.998円、買いレート100.001円であれば、0.003円)が収益となります。為替マリーを行わずにカバー取引を行った場合は当社が顧客に提示するレートとカウンターパーティが提示するレートの差額(当社提示買いレート100.001円、カウンターパーティ提示買いレート100.000円であれば、0.001円)のみが収益となることに比べ、高い収益を見込むことができます。複数の顧客からの注文で売りと買いがほぼ同じタイミングでマッチングするが多く、マッチングしない分についてだけリスクを回避するためにカバー取引を行っております。顧客との取引から生じるポジションをリアルタイムでシステムが計算し、為替マリーができなかつた当社保有のポジションを解消するためカウンターパーティとの間で速やかにカバー取引を行っております。

(為替マリー説明図)



※ 各通貨のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

c スワップポイントによる収益

スワップポイントは異なる通貨間の金利差のことであり、低金利国の通貨で高金利国の通貨を購入することで金利差が生まれ、保持しているだけで金利が得られる仕組みのことであります。

当社と顧客との間に発生するスワップポイントと、当社とカウンターパーティとの間に発生するスワップポイントがあり、それらの差額が当社の収益となります。

d カウンターパーティとしての収益

当社と外国為替証拠金取引契約を締結している他の金融商品取引業者において、当社が契約先のカウンターパーティになり、契約先の注文を受注することで上記 a カバー取引による収益、b 為替マリーによる収益、c スワップポイントによる収益が発生いたします。

② ホワイトラベルサービスについて

当社が提供する外国為替証拠金取引システムの「LION FX」は、大容量の情報処理を可能とするサーバ製品を採用しており、その特徴を活かし金融商品取引業者向けにカスタマイズを行いホワイトラベルサービスを提供しております。また、当社がホワイトラベル提供先のカウンターパーティになり、ホワイトラベル提供先の注文を受注することで、当社に上記 a カバー取引による収益、b 為替マリーによる収益、c スワップポイントによる収益が発生いたします。当社をカウンターパーティとする外国為替証拠金取引にかかる取引収益及び当社からホワイトラベル提供先企業に対する収益分配額(リベート)は外国為替取引損益に計上しております。

③ バイナリーオプション取引

当社が提供するバイナリーオプション取引は、ある一定時刻の為替レートが予想レート(行使価格)より上昇するか下降するかを予想する商品であります。

例えば、顧客が、「米ドル/円が18:00の判定時刻で100円より上昇する」と予想し、1lot当たり購入価格300円で購入した場合、

i 18:00の判定時刻で米ドル/円が100円より上昇していると、1Lot当たり1,000円のペイアウトを受け取ることができ、顧客の利益は、「ペイアウト1,000円-購入価格300円=700円」となります。

ii 18:00の判定時刻で米ドル/円が100円より下降していると、購入価格300円が顧客の損失となります。

iii 18:00の判定時刻までに米ドル/円が100円より上昇しないと判断し、判定時刻前に清算すると顧客に清算価格(*9)が払い戻されることになります。上記例の場合、清算価格が200円であれば、「購入価格300円-清算価格200円=100円」が顧客の損失となります。

バイナリーオプション取引は、顧客の予想どおりに動いた場合は当社の損失に、顧客の予想に反して動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動リスクを伴っております。当社は、この為替変動リスクを回避するため、顧客の購入した同一通貨の上昇オプションと下降オプションを社内で相殺しております。

また、一定額以上の損失リスクが発生している場合は、スポット取引でカバーを行うことにより、為替変動リスクを回避しております。

※ 上記のレートは仮定の数値であり、実際のレートとは異なります。

④ 海外事業

当社が日本国内で培ってきたノウハウをグローバルに展開するため、HIROSE FINANCIAL UK LTD. 及び Hirose Financial MY Limitedにて海外の顧客をターゲットに、外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引を展開しております。また、HIROSE FINANCIAL UK LTD. では、金融商品取引業者をターゲットに、ホワイトラベルサービスを展開しております。

なお、HIROSE FINANCIAL LIMITEDは海外子会社に対する取引システムの提供を行っております。また、HIROSE TRADING HK LIMITEDは、アジア市場において外国為替証拠金取引事業を行うための事業体制を構築中であります。

⑤ 当社グループの事業における特徴

当社グループは、幅広い投資家層に投資を身近に感じてもらえる金融商品取引業者となるため、顧客のニーズの実現を第一義として事業を展開しております。また、当社グループの事業における特徴としては、「低コストでの取引環境提供」、「顧客サービスの徹底」、上記④に記載の「海外事業」の3点が挙げられます。

イ 低コストでの取引環境提供

当社グループでは、幅広い投資家層にとって投資を身近に感じてもらうことができるよう、低スプレッドでのサービス提供や、1,000通貨単位からの取引を手数料なし（一部取引システムを除く）で提供するなど、少額資金での取引が可能となっております。当社グループは、取引には高額な費用が必要だと考えていた潜在顧客の獲得に注力しており、特定の大口顧客の動向に左右されない営業基盤の構築に努めております。

ロ 顧客サービスの徹底

a 取引ツールについて

初心者の方から上級者の方まで、幅広く利用していただけるよう、使いやすさを追求して開発を重ねております。

ます。顧客が自身の環境に適した取引システム環境を選択することができます。

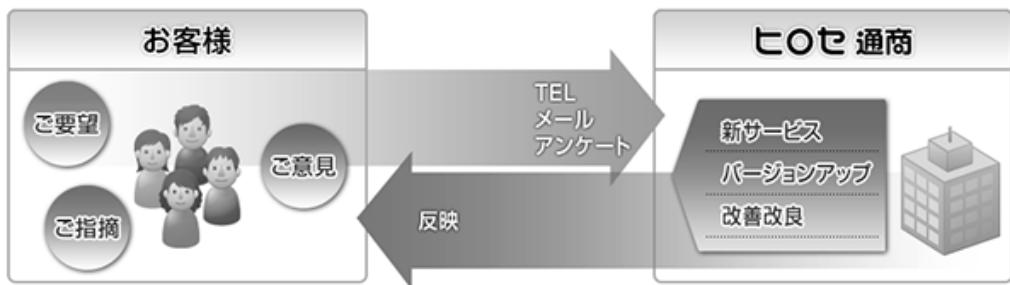
＜取引ツールのタイプ＞

- ・インストールタイプ（当社グループがおすすめする最新バージョンのツール）
- ・WEBブラウザタイプ（インターネット環境があれば使用可能なツール）
- ・FLASHタイプ（文字が大きく年配の方でも見やすいツール）
- ・Mac専用アプリ

また、iアプリ、iPadアプリ、iPhoneアプリ、Androidアプリ等のモバイルアプリも提供しており、操作性、機能性、コンテンツなどPC版並の機能を有しています。

b 取引ツールのバージョンアップについて

当社では「お客様の声」を何よりも大切にしております。月に1回程度のペースで実施しているツールのバージョンアップは、ホームページに設置しているご意見箱に寄せられたお客様のご意見等をもとに実施しています。



c お客様サポートの充実

外国為替証拠金取引は、24時間取引が可能な金融商品であるため、24時間対応の顧客サポートを外部委託ではなく、当社従業員にて実施しております。

パソコンに不慣れなお客様や、外国為替証拠金取引初心者の方でも安心して取引が行えるよう、電話サポート業務については長期の研修期間やテスト期間を設け、顧客サポート能力の向上、均一化に努めております。

d バリエーション豊かなキャンペーンについて

当社では、新規のお客様限定のキャンペーンから、既存のお客様に取引をしながら楽しんでいただけるキャンペーンまで様々なキャンペーンを毎月開催しております。

e 反省会の実施

トレードバトルで損益が思わしくなかったお客様を反省会にご招待し、食事をしながら勝つためのセミナーを開催したりしています。

⑥ その他

イ 保育事業

当社グループでは、従業員が安心して勤労することができる環境づくりの構築(社員の福利厚生)、及び周辺住民や周辺企業の会社員が安心して育児や勤労できる環境づくりの構築(CSR活動)を目的として、らいおん保育園の運営を行っております。

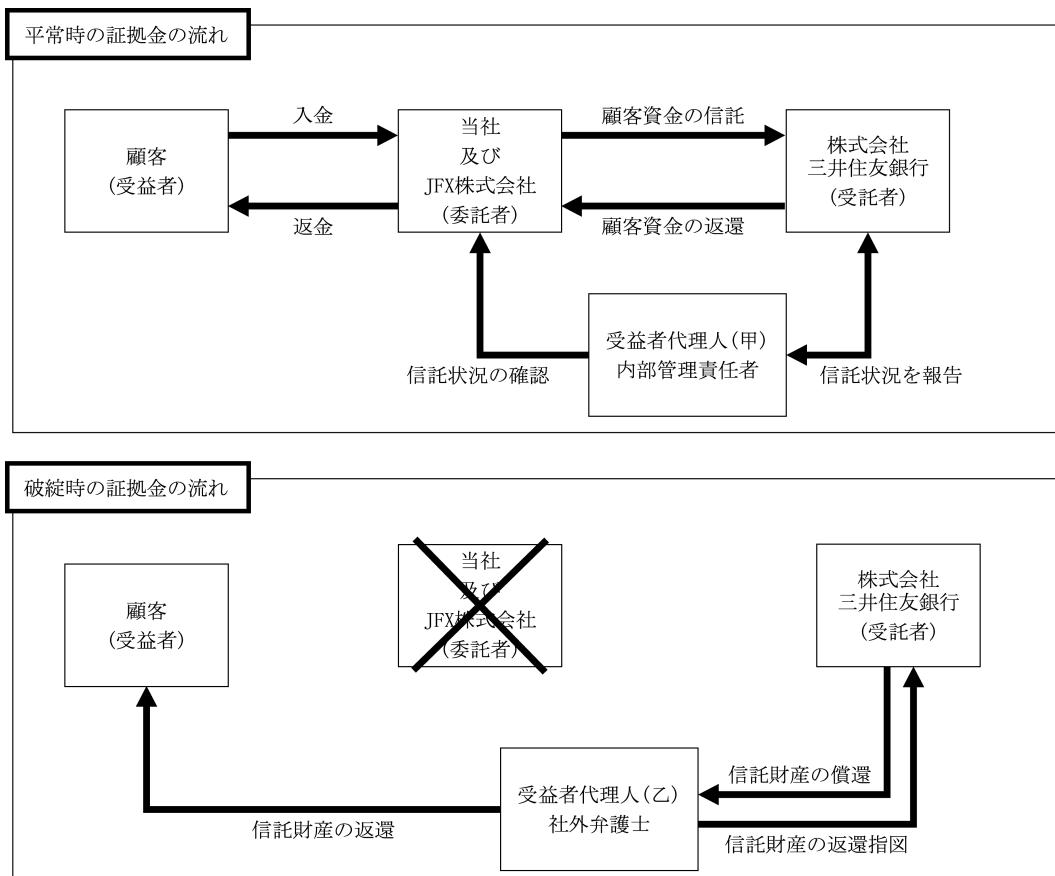
(2) 外国為替証拠金取引における顧客預り資産の区分管理について

外国為替証拠金取引業者は、「金融商品取引法」第43条の3の規定により、顧客が金融商品取引業者等へ預けた金銭を金融商品取引業者等の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。また、平成22年2月には「金融商品取引業等に関する内閣府令」第143条第1項第1号により、利用者保護の充実を図るため、顧客より預託を受けた資産の区分管理の方法を金銭信託に一本化することが義務付けられました。当社及び連結子会社JFX株式会社は、株式会社三井住友銀行と顧客区分管理信託契約を締結しており、顧客の資産は信託財産として保全されております。

また、当社内部管理責任者である受益者代理人(甲)が、信託財産の確認等日々の信託状況の管理を行っており、万一当社が破綻した場合には、社外弁護士である受益者代理人(乙)が顧客の資産の返還作業を行います。

信託財産の管理は、毎営業日ごとに算定を行い、追加信託がある場合は算定日の翌日から起算して2営業日以内に追加信託を行います。

(区分管理信託説明図)



用語解説

* 1 バイナリーオプション取引

バイナリーオプション取引は、ある一定時刻の為替レートが予想レート(行使価格)より上昇するか下降するかを予想する商品であります。

* 2 ホワイトラベルサービス

ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)サービスやシステムを他社に提供することにより、提供先の独自ブランドとして、一般顧客(エンドユーザー)へのサービス提供を可能とするサービスパッケージをいいます。

* 3 カウンターパーティ

デリバティブ取引や外国為替取引等の取引の相手方のことをいいます。

* 4 カバー取引

顧客からの売買注文による為替変動リスクを回避するため同一の売買注文をカウンターパーティに発注することをいいます。

* 5 24時間取引

月曜日 7:00～土曜日 6:00 (ただし、米国がサマータイム適用時は月曜日 6:00～土曜日 5:00)

* 6 ポジション

新規注文が約定した後、未決済の状態にある外国為替証拠金取引の持高をいいます。

* 7 有効比率

$$\frac{\text{有効証拠金(顧客から預け入れた金額に評価損益を加減算した金額)}}{\text{必要証拠金(ポジションを建てるため及び維持するために最低限必要な金額)}} \times 100$$

* 8 ロールオーバー

外国為替取引の商慣習である2営業日後の金銭の受渡日を繰延べるため、1日1日決済日を順延していく取引手法をいいます。

* 9 清算価格

判定時刻前に清算した場合に顧客に払い戻される金額をいい、為替変動や判定時刻までの残余時間等により購入価格を下回ることがあり、0円になることもあります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
JFX株式会社 (注) 1、6	東京都中央区	317,000千円	外国為替証拠金取引事業	100.0	当社よりホワイトラベルサービス基本契約及び外国為替取引契約に基づき、為替レートの提供を行っております。 当社より業務コンサル等を行っております。 同社より為替情報の提供を受けております。 役員の兼任 2名
HIROSE FINANCIAL UK LTD. (注) 1	英国 ロンドン	3,567千ポンド	外国為替証拠金取引事業	100.0	当社よりホワイトラベルサービス基本契約及び外国為替取引契約に基づき、取引システムの提供及び為替レートの提供を行っております。 当社より業務コンサル等を行っております。 当社からの出向社員 2名
HIROSE TRADING HK LIMITED (注) 1、2	中国香港	7,000千香港ドル	(注) 4	100.0 (100.0)	役員の兼任 2名
Hirose Financial MY Limited	マレーシア連邦領ラブアン	250千USドル	外国為替証拠金取引事業	100.0	当社よりホワイトラベルサービス基本契約及び外国為替取引契約に基づき、取引システムの提供及び為替レートの提供を行っております。 役員の兼任 2名

- (注) 1. 特定子会社であります。
 2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合の内数となっております。
 3. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. HIROSE TRADING HK LIMITEDは、現在香港証券先物委員会のライセンス取得のための事業体制を構築中であります。
 5. 平成27年6月4日に海外子会社に対する取引システムの提供を目的としてHIROSE FINANCIAL LIMITEDを設立しております。
 6. JFX株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部取引を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 営業収益	653,006千円
	② 経常利益	222,327千円
	③ 当期純利益	105,112千円
	④ 純資産額	480,206千円
	⑤ 総資産額	4,690,752千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
外国為替証拠金取引事業	71 [9]
その他	6 [2]
合計	77 [11]

(注) 1. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
61 [9]	35.5	4.1	5,680

セグメントの名称	従業員数(名)
外国為替証拠金取引事業	55 [7]
その他	6 [2]
合計	61 [9]

(注) 1. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は最近1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第12期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の下落、円安・株高等により企業業績は改善傾向となったものの、消費増税による個人消費の低迷は継続し、景気回復の足取りに弱さが見られました。

外国為替市場では、米ドル/円の推移が期首は103円台後半から始まり、ウクライナ情勢の緊迫化に伴うリスク回避の動きの高まりなどにより、100円台まで円高ドル安が進行したものの、9月以降は米国における量的緩和終了見通しの高まり、日銀による追加金融緩和の決定などにより、円安ドル高の動きに転じて期中には122円台前半まで円安が進み、当連結会計年度末は120円台前半となりました。

このような状況の中、当社グループは、顧客ニーズに対応した取引システムのバージョンアップを行うとともに、顧客参加型リアルトレードバトルキャンペンの実施、主要通貨ペアのスプレッドの縮小及び高額スワップボイントの維持を行いました。また、収益源の多様化を図るため、連結子会社JFX株式会社において、バイナリーオプションサービス「MTBO」の取扱いを開始しました。

以上のような取組みを行った結果、当社グループの口座数は252,134口座(前期比27.4%増)に達し、年間の外国為替取引高は3兆957億通貨(前期比4.5%増)となりました。

一方、当連結会計年度の営業収益は、上期における為替変動率の低下、スプレッド縮小による取引単価の下落等により、4,968,653千円(前期比0.5%減)となりました。また、営業費用については、取引高の増加に伴うシステム手数料の増加、社内管理体制強化のための人員拡充などにより増加となったことから、営業利益は553,057千円(前期比40.7%減)、経常利益は486,537千円(前期比46.2%減)、当期純利益は199,513千円(前期比44.7%減)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載しておりません。

第13期第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策などにより回復傾向となりましたが、中国経済の減速などから、景気は横ばいで推移いたしました。

外国為替市場では、期首において120円台前半から始まった米ドル/円相場は、米国の経済指標が好調であったことにより、年内の利上げが期待されたことから11月は123円台まで円安ドル高が進みました。また、12月以降は原油先物相場の大幅な下落、米国における政策金利引き上げ決定等により、為替変動率が高まる動きとなり、当第3四半期連結会計期間末は120円台前半となりました。

このような状況の中、当社グループにおいては、顧客ニーズに対応した取引システムのバージョンアップを行うとともに、これまで好評を得ていた「豪華LION FXおせち」をプレゼントするキャンペン等を実施することで、顧客満足度の向上を図りました。

以上のような取組みを行った結果、当第3四半期連結会計期間末の当社グループの口座数は376,652口座(前連結会計年度末比49.4%増)に達し、当第3四半期連結累計期間の外国為替取引高は2兆4,935億通貨となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は4,548,107千円、営業利益は903,925千円、経常利益は852,458千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は491,524千円となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第12期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ104,005千円増加し1,700,845千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

イ 営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において営業活動により支出した資金は240,455千円(前連結会計年度は、1,282,916千円の支出)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益による収入485,170千円の他、外国為替取引預り証拠金の増加による収入4,436,423千円等があつた一方、外国為替取引顧客分別金信託の増加による支出3,761,168千円及び外国為替取引顧客差金(資産)の増加による支出919,130千円等があつたことによるものです。

ロ 投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において、投資活動により支出した資金は331,638千円(前連結会計年度は、9,379千円の支出)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入1,000,000千円があつた一方、定期預金の預入による支出1,215,000千円等があつたことによるものです。

ハ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において、財務活動により増加した資金は668,730千円(前連結会計年度は、2,058,654千円の収入)となりました。これは主に短期借入金の純増による収入613,400千円等があつたことによるものです。

2 【業務の状況】

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 営業収益

(単位：千円)

区分	第12期連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
	金額	前年同期比(%)	金額
営業収益			
外国為替取引損益	4,947,231	99.4	4,536,317
外国為替取引受取手数料	2,796	59.6	1,270
その他の営業収益	18,624	206.4	10,519
合計	4,968,653	99.5	4,548,107

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 外国為替取引預り証拠金

(単位：千円)

区分	第12期連結会計年度 (平成27年3月31日)		第13期 第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
	金額	前年同期比(%)	金額
外国為替取引預り証拠金	29,877,004	117.4	34,589,398

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 通貨別取引高

区分	第12期連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第13期 第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
	通貨別取引高	前年同期比(%)	通貨別取引高
米ドル／円 (百万米ドル)	2,093,189	103.4	1,338,827
ユーロ／円 (百万ユーロ)	238,378	56.6	176,943
ポンド／円 (百万ポンド)	233,014	126.3	178,186
豪ドル／円 (百万豪ドル)	151,670	135.0	185,131
NZドル／円 (百万NZドル)	32,172	159.6	43,433
南アフリカランド／ 円 (百万ランド)	8,498	107.7	8,621
ユーロ／米ドル (百万ユーロ)	242,266	203.8	483,930
ポンド／米ドル (百万ポンド)	28,361	128.4	22,859
豪ドル／米ドル (百万豪ドル)	26,908	108.2	19,614
その他 (百万通貨単位)	41,244	149.8	35,987
合計 (百万通貨単位)	3,095,705	104.5	2,493,535

- (注) 1. 通貨別取引高には外国為替証拠金取引業者とのホワイトラベルサービス取引及びカバー取引を含んでおります。
 2. 当社及び連結子会社3社(JFX株式会社、HIROSE FINANCIAL UK LTD. 及びHirose Financial MY Limited)の合算数値を記載しております。

(4) 自己資本規制比率

(ヒロセ通商株式会社)

(単位：千円)

区分		第11期事業年度末 (平成26年3月31日)	第12期事業年度末 (平成27年3月31日)
基本的項目	(A)	2,376,518	2,661,327
補完的項目	(B)	500,000	500,000
その他有価証券評価差額金(評価益)等		—	—
金融商品取引責任準備金等		—	—
一般貸倒引当金		—	—
長期劣後債務		—	—
短期劣後債務		500,000	500,000
控除資産	(C)	450,408	633,185
固定化されていない自己資本 (A)+(B)-(C)	(D)	2,426,109	2,528,142
リスク相当額 (F)+(G)+(H)	(E)	974,902	992,891
市場リスク相当額	(F)	64	88
取引先リスク相当額	(G)	71,217	79,104
基礎的リスク相当額	(H)	903,620	913,698
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		248.9%	254.6%

(JFX株式会社)

(単位：千円)

区分		第11期事業年度末 (平成26年3月31日)	第12期事業年度末 (平成27年3月31日)
基本的項目	(A)	535,014	480,206
補完的項目	(B)	—	—
その他有価証券評価差額金(評価益)等		—	—
金融商品取引責任準備金等		—	—
一般貸倒引当金		—	—
長期劣後債務		—	—
短期劣後債務		—	—
控除資産	(C)	101,028	63,988
固定化されていない自己資本 (A)+(B)-(C)	(D)	433,985	416,218
リスク相当額 (F)+(G)+(H)	(E)	85,865	107,266
市場リスク相当額	(F)	—	—
取引先リスク相当額	(G)	55	2,110
基礎的リスク相当額	(H)	85,809	105,155
自己資本規制比率 (D) / (E) × 100		505.4%	388.0%

3 【対処すべき課題】

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、証券取引等他の金融商品と比べ近年急成長している事業といえます。その背景には、オンラインによる24時間取引が可能であること、少額からの投資が可能であること、取り扱う商品が外国為替という身近なものであること等金融商品として魅力的なものであることが要因になっていると考えております。そのような中、当社グループでは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容を対処すべき課題ととらえ、対応に取り組んでまいります。

① 顧客ニーズの実現について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益の向上に繋がる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等、顧客ニーズを素早く把握するとともに、これらを早いサイクルで実現するための社内関係部門との連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後もこれらの取組みについて、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

② 取引システムの安定稼働について

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が事業運営における重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、想定される取引高に対して事前に十分なキャパシティを確保するとともに、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の策定にも努めてまいります。

③ プランディング力の強化について

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、プランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、ネットワーク広告やマス広告の露出度アップ、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの立ち位置を明確にしてきました。今後も同業他社との差別化を進め、プランディング力向上に努めてまいります。

④ 収益源の多様化について

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトラベルサービスの提供やカウンターパーティとしてカバー取引を行うなど、国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、バイナリーオプション取引等外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービスの向上にも取り組んでまいります。

⑤ 海外事業の拡大について

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、国内での外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウをもとに海外での事業拡大が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、平成22年10月に英国に連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD.を設立し、発展が目覚ましいアジア市場の開拓のため、平成24年10月に香港に連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITEDを、平成26年10月にマレーシアに連結子会社Hirose Financial MY Limitedを設立しました。当社グループの顧客ニーズを反映した取引システムやサービスを基盤として、各国の慣習、海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と育成について

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るために、金融商品取引業者の社員として、適切な知識と認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

更に、当社の企業価値を高めていくため、適正な人事考課を確立させ、適切な評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の確立について

当社グループの取り扱う外国為替証拠金取引は、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンスマニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的に実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。更に、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項を記載しております。また、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に記載しております。

以下の記載は、当社グループの事業等に関するリスクをすべて網羅するものではありませんが、当社グループではこれらのリスクを認識した上で、事態の発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

① 当社グループの事業環境に係るリスクについて

イ 外国為替証拠金取引市場について

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、多様化する個人資産運用の気運または株式運用の個人ネット顧客の参入等により、活況を呈しております。当社グループでは、今後も継続的な成長が見込める市場として取引規模も拡大すると考えております。

しかしながら、景気動向や金融情勢または競合商品の出現等により、市場が縮小する可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ロ 為替変動が当社グループに与える影響について

当社グループの主要な収益源は、顧客の取引による外国為替取引損益であります。外国為替取引損益は顧客の取引高の増減に大きく左右され、顧客の取引高は為替変動に大きく左右されます。為替変動率が高い場合は、顧客の取引高が増加し、反対に為替変動率が低い場合、顧客の取引高が減少する傾向にあります。また、為替変動が当社グループの顧客に不利に働き損失が過大となった場合は、投資意欲が減退し取引高が減少することも想定されます。

そのため、このような状態が続いた場合、当社グループが想定する以上に取引高が減少するような事態が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ 為替市場の流動性が当社グループに与える影響について

当社グループでは、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避するため、複数のカウンターパーティとカバー取引を行っております。

しかしながら、天災地変、戦争、テロ、規制の強化等何らかの事由により急激な為替変動が発生した場合や、為替市場の流動性が低下した場合、当社グループはカウンターパーティとのカバー取引ができなくなり、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避することができなくなる可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

二 外国為替証拠金取引等に対する規制強化について

平成23年8月に「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正により、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する(レバレッジ規制)等、金融商品に関する法令改正が行われております。また、平成25年7月に投資者の保護と業務の適正化を図るため、取引内容や業務体制を整備する「個人向け店頭バイナリオプション取引業務取扱規則」等が一般社団法人金融先物取引業協会により制定されました。

今後につきましてもレバレッジ規制の強化等、規制対象の拡大や強化等の事業に関連する法令、諸規則等が施行・改正された場合、または当社グループの自主的な対応により規制強化を図った場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ホ 外国為替証拠金取引における競争激化について

外国為替証拠金取引業界においては、証券会社やネット系銀行の他、新たに異業種大手企業の本格的参入等により顧客の獲得競争が激化しております。

当社グループでは、他社との差別化、顧客満足度の向上を実現するため、食品キャンペーンや顧客参加型のリアルトレードバトルなどを実施することで他社との差別化を図っておりますが、当社グループの差別化戦略が功を奏さなかった場合、競争の激化により更なるスプレッドの縮小が進んだ場合、または新規顧客を獲得するための費用が増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

② 当社グループの事業構造に係るリスクについて

イ 顧客に対する信用リスクについて

当社グループでは、顧客が外国為替証拠金取引を行うにあたって、不測の損失を被ることを未然に防止するためのロスカット制度を採用しており、顧客が取引を行った結果一定の水準以上に損失を被った場合、自動的にロスカットが働き、顧客の預り証拠金の範囲内で損失が取まるよう努めています。

しかしながら、為替相場の急変等により顧客から預っている証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

その場合、当社グループでは顧客に不足金の支払請求を行いますが、顧客から不足金の入金がない場合、顧客の不足金の全部または一部を回収できない可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ロ 取引システムについて

当社グループの外国為替証拠金取引ではすべての取引がインターネットを通したオンラインによるものとなっております。そのため当社グループでは、取引システムの安定稼働を重要な経営課題としており、それを実現するための様々な対応を実施しております。

しかしながら、取引システムに動作不良や人為的ミス、想定以上のアクセス数の増加、通信回線の障害、コンピュータウイルス、サイバーテロ、自然災害等によって障害が発生し、かかる障害に対して適切な対応ができない可能性があります。その場合、障害によって生じた損害についての賠償請求や、当社グループの信用及び企業イメージの失墜等により顧客数が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ システム会社への業務委託について

当社グループの扱う取引システムについては、システム会社とASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー)契約を締結しております。

当社グループでは、システム会社に対して、信用状態等の定期的な調査を行うとともに、システム会社との間で毎月定例会議を行う等良好な関係の維持・発展に努めています。

しかしながら、予期せぬシステム会社の破綻、事業方針の転換等何らかの事由により信頼関係が毀損し、システム会社との業務委託契約の継続が困難になった場合または業務委託手数料が大幅に増加した場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ニ カウンターパーティとのカバー取引について

当社グループでは、顧客との取引により生じるポジションの為替変動リスクを回避するため、20社以上のカウンターパーティとカバー取引を行っており、取引を行うカウンターパーティに対して差入証拠金を預け入れております。

しかしながら、急激な為替変動の発生や、顧客ポジションの増加などが発生した場合はカウンターパーティに対する差入証拠金を増額する必要があり、当該差入証拠金の資金を確保できない場合には当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ホ 資金調達リスクについて

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引は、カウンターパーティとのカバー取引をする際、カウンターパーティに一定額の差入証拠金を預け入れる必要があります。顧客からの預り資産については区分管理し金銭信託に一本化することが義務付けられているため、カウンターパーティへの差入証拠金については、自己資金、金融機関からの借入金、当座貸越契約またはコミットメントライン設定契約等に基づく借入金、カバー先に差入れる差入証拠金に代用する銀行保証状の発行(ボンド・ファシリティ契約)により調達しております。

しかしながら、銀行の事業方針の転換等何らかの事由により金融機関からの資金調達が困難になった場合、かかる借入金の契約更新ができなくなる可能性があります。また、コミットメントライン設定契約及びボンド・ファシリティ契約には財務制限条項が付されており、経営成績等の悪化により財務制限条項に抵触した場合、期限の利益を喪失する可能性があります。その場合、カウンターパーティに必要な差入証拠金を預け入れることが困難になり、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ヘ 組織体制の強化について

当社グループでは、継続的な成長を続けていくため、社内教育や研修の充実及び適正な人事評価の実施により優秀な人材の確保と育成及び組織体制の強化を図っております。

しかしながら、今後当社グループが求める優秀な人材の確保と育成が計画どおり進まなかった場合、組織体制の強化が図れず、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

③ 法的規制について

イ 金融商品取引法について

a 金融商品取引業の登録について

当社及び連結子会社JFX株式会社は、それぞれ近畿財務局及び関東財務局から「金融商品取引法」第29条に基づく「第一種金融商品取引業」の登録を受け、「金融商品取引法」等の法令・規制等を遵守し事業を行っております。

金融商品取引業については、「金融商品取引法」第52条第1項及び第4項もしくは同法第53条第3項、同法第54条により登録の取消しとなる要件が定められており、これらに該当した場合、登録の取消しを含む行政処分が下されます。

当社及び連結子会社JFX株式会社では、法令遵守の徹底を図っており、現時点では取消事由に該当する事実はありません。

しかしながら、当社グループにおいて何らかの事由により諸法令等に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

b 自己資本規制比率について

「金融商品取引業等に関する内閣府令」第179条第4項第2号により、自己資本規制比率が120%を下回った場合、「自己資本規制比率の状況を回復させるために自らるべき具体的措置に関する計画書」を提出することが義務付けられており、更に自己資本規制比率が100%を下回った場合、「金融商品取引法」第53条第2項により、3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じられる可能性があります。また、同条第3項により、業務停止命令後3ヶ月を経過しても自己資本規制比率が100%を下回り、回復の見込みがないと認められる場合、金融商品取引業者の登録が取り消される可能性があります。

平成27年3月31日現在、当社の自己資本規制比率は254.6%、連結子会社JFX株式会社の自己資本規制比率は388.0%であり、本項目で記載されている自己資本規制比率の値を上回っておりますが、かかる事象に抵触した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

c 顧客資産の区分管理について

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるように顧客から預託を受けた金銭を自己の固有財産と区分して管理し、金銭信託に一本化することが義務付けられております。

当社及び連結子会社JFX株式会社では、外国為替証拠金取引における顧客からの預り証拠金について、株式会社三井住友銀行と顧客区分管理信託契約を締結し、顧客資産の保全体制を整えております。

しかしながら、何らかの事由により当社及び連結子会社JFX株式会社において金銭信託を実施できない事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

d 金融商品取引業者に係る禁止行為等について

金融商品取引業者は、「金融商品取引法」第38条により、金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為や、顧客に対し不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結を勧誘する行為等、様々な禁止行為が定められております。

当社グループでは、コンプライアンスマニュアル等に禁止行為を織り込み役職員に対し周知徹底を図っておりますが、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法律に違反する事象が発生した場合、行政指導・業務停止・登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

□ 個人情報保護に関する法律について

「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報を取り扱う事業者が遵守する事項を定め、個人情報の不適切な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としております。

当社では、平成24年12月にプライバシーマークを取得し、関連する社内規程の整備及び役職員への教育を行うことで個人情報の保護に努めておりますが、外部からの不正アクセスや不測の事態の発生によって個人情報の漏洩・流失等の事故が発生した場合、監督官庁からの処分、顧客からの損害賠償請求等により、当社グループの信用が著しく損なわれ、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ 犯罪による収益の移転防止に関する法律について

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（「本人確認法」）が母体となる「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）は、顧客の本人確認及び記録の保存を法律上の義務とし、顧客管理体制の整備を促すことにより、テロ資金や犯罪収益の追跡のための情報確保とテロ資金供与及びマネー・ロンダリング等の利用防止を目的としております。

当社グループでは、犯罪収益移転防止法に基づき、当社グループ所定の本人確認書類等を顧客から徴収して本人確認を行うとともに反社会的勢力に該当しないことの確認を行い、顧客カードを作成して本人確認記録及び取引記録を保存する等、法令遵守を徹底しております。

しかしながら、当社グループの何らかの事由によりかかる法律に違反する事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ニ その他の法的規制について

当社グループは、「金融商品取引法」、「個人情報の保護に関する法律」、「犯罪収益移転防止法」の他、「外国為替及び外国貿易法」、「金融商品の販売等に関する法律」、「消費者契約法」等の諸法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の定める諸規則等に従って業務を遂行しており、各種法令及び諸規則を遵守するため、コンプライアンスの徹底を図り、内部管理体制の整備に努めております。

しかしながら、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる諸法令等に違反する事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

④ 海外における事業活動について

連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD. 及びHirose Financial MY Limitedは、海外にて金融事業を行うために法令上必要となる認可を受け、事業活動を行っております。

しかしながら、海外において何らかの事由により諸法令等に違反する事象が発生した場合、罰金、認可の取消し等の処分を受ける可能性があります。また、現地において政治・経済・社会環境の変化、税制等の変更や移転価格税制等に基づく課税等により、事業活動の継続が困難となる可能性や海外事業の撤退を余儀なくされる可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

⑤ その他

イ ストックオプション制度について

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストックオプション制度を採用しております。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は980,000株であり、発行済株式総数4,531,000株の21.6%に相当します。新株予約権の権利が行使された場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、今後も同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従いまして、今後発行される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

ロ 自然災害等について

当社グループは主要な拠点において、地震等の自然災害、火災、伝染病の流行、停電、テロ攻撃等が発生した場合の備えとして「事業継続計画」を策定し、臨時オフィスの構築等、緊急時における体制整備に努めております。

しかしながら、当社グループの想定を超えた災害が発生した場合、サービス提供の停止を余儀なくされる可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

ハ キャンペーン商品に係るリスク

当社グループでは、外国為替証拠金取引を行った顧客を対象に、食品キャンペーン等を毎月実施しております。当社グループは、食品の製造・加工を行っておらず、すべてのキャンペーン商品を外部の取引先から仕入れております。

しかしながら、製造元での異物混入等何らかの事由により健康被害を及ぼすおそれのある製品事故が発生した場合、当社キャンペーン商品の回収、キャンペーンの停止等を行う可能性があります。その場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に重大な影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 保証金分別信託契約

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ヒロセ通商㈱ (当社)	㈱三井住友銀行 及び受益者代理人	顧客区分管理信託契約	顧客から預託を受けた外国為替証拠金に係る金銭の区分管理に関する契約	平成23年7月22日から 平成24年6月30日まで 当社（委託者）が受益者代理人の承諾を得て㈱三井住友銀行（受託者）に対し、書面による契約終了の意思表示をした場合であって受託者が承諾をした場合を除き、同一条件にて1年間更新
JFX㈱ (連結子会社)	㈱三井住友銀行 及び受益者代理人	顧客区分管理信託契約	顧客から預託を受けた外国為替証拠金に係る金銭の区分管理に関する契約	平成21年12月30日から 平成22年12月30日まで ㈱三井住友銀行（受託者）またはJFX㈱（委託者）の一方が受益者代理人の承諾を得て、書面による契約終了の意思表示をした場合を除き、同一条件にて1年間更新

(2) 業務委託契約

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ヒロセ通商㈱ (当社)	㈱インターネットイニシアティブ	IIJ Raptorサービス利用契約	外国為替証拠金取引システムの利用、保守メンテナンスに関する契約	平成25年5月26日から 平成28年8月31日まで 当事者の一方から別段の通知がない限り、同一条件にて1年間更新
JFX㈱ (連結子会社)	㈱インターネットイニシアティブ	IIJ Raptorサービス利用契約	外国為替証拠金取引システムの利用、保守メンテナンスに関する契約	平成25年5月26日から 平成28年8月31日まで 当事者の一方から別段の通知がない限り、同一条件にて1年間更新

(3) ボンド・ファシリティ契約

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
ヒロセ通商㈱ (当社)	㈱三井住友銀行	ボンド・ファシリティ契約	外国為替証拠金取引において、カバ一先へ差入れる証拠金に代用する銀行保証状の発行に関する契約	平成27年9月25日から 平成28年9月20日まで

6 【研究開発活動】

該当事項ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては後述の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

なお、経営者は、過去の実績や状況に応じ、合理的と考えられる様々な要因に基づき見積り及び判断を行っております。しかしながら、これらの見積り及び判断は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第12期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

① 資産

当連結会計年度末の総資産は、38,665,746千円(前連結会計年度末に比べ5,669,494千円増加)となりました。これは、借入金の増加等に伴う現金及び預金の増加361,897千円、顧客からの預り資産の増加に伴う外国為替取引顧客分別金信託の増加3,761,168千円、取引高の増加に伴う外国為替取引顧客差金の増加919,130千円等により、流動資産が5,600,382千円増加したことによるものです。

② 負債

当連結会計年度末の負債は、35,689,219千円(前連結会計年度末に比べ5,408,180千円増加)となりました。これは、顧客からの預り資産の増加に伴う外国為替取引預り証拠金の増加4,436,423千円、短期借入金の増加613,400千円等により、流動負債が5,231,254千円増加したことによるものです。

③ 純資産

当連結会計年度末の純資産は、2,976,526千円(前連結会計年度末に比べ261,314千円増加)となりました。これは、利益剰余金の増加199,513千円、自己株式の減少36,300千円等によるものです。

第13期第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

① 資産

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、44,448,345千円(前連結会計年度末に比べ5,782,599千円増加)となりました。これは、現金及び預金の増加1,029,094千円、顧客からの預り資産増加に伴う外国為替取引顧客分別金信託の増加3,812,000千円、外国為替取引顧客差金の増加781,895千円等により流動資産が5,805,054千円増加したことによるものです。

② 負債

当第3四半期連結会計期間末の負債は、41,011,053千円(前連結会計年度末に比べ5,321,834千円増加)となりました。これは、顧客からの預り資産増加に伴う外国為替取引預り証拠金の増加4,712,394千円、カバー先に対する差入証拠金としての短期借入金の増加400,000千円等により、流動負債が5,221,753千円増加したことによるものです。

③ 純資産

当第3四半期連結会計期間末の純資産は、3,437,292千円(前連結会計年度末に比べ460,765千円増加)となりました。これは、四半期純利益により利益剰余金が463,406千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第12期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

① 営業収益

当連結会計年度における営業収益は4,968,653千円(前期比0.5%減)となりました。これは下期以降に為替変動率が大幅に高くなり取引高が回復したことに加え、顧客ニーズに対応した取引システムのバージョンアップを行うとともに、顧客参加型リアルトレードバトルキャンペーン等を実施したものの、上期における為替変動率低下に伴う取引高の伸び悩みの影響が大きかったことによるものです。

② 営業利益

当連結会計年度における営業利益は553,057千円(前期比40.7%減)となりました。これは主に営業収益が前連結会計年度と比較して22,571千円の減少となったことに加えて、取引高の増加に伴うシステム手数料の増加や管理体制強化等のための人員増強、新規顧客獲得のための広告宣伝費増加等により販売費及び一般管理費が4,415,595千円となり、前連結会計年度と比較して356,925千円の増加となったことによるものです。

③ 経常利益

当連結会計年度における経常利益は486,537千円(前期比46.2%減)となりました。これは主に、営業利益が前連結会計年度と比較して379,497千円減少したことに加えて、営業外費用のうち支払利息が35,553千円増加したことによるものです。

④ 当期純利益

当連結会計年度における当期純利益は199,513千円(前期比44.7%減)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が前連結会計年度と比較して403,434千円減少したことに加えて、法人税等が242,317千円減少したことによるものです。

第13期第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

① 営業収益

当第3四半期連結累計期間における営業収益は4,548,107千円となりました。これは、ギリシャにおける債務危機の再燃、中国における人民元切り下げ、米国における利上げ等を背景に為替変動率が上昇したことに加えて、顧客ニーズに対応した取引システムのバージョンアップ等を実施したことによるものであります。

② 営業利益

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は3,644,181千円となりました。この主な内訳はシステム使用料、人件費、広告宣伝費となります。この結果、営業利益は903,925千円となりました。

③ 経常利益

当第3四半期連結累計期間における営業外収益は9,713千円、営業外費用は61,180千円となりました。営業外収益の主な内訳は受取利息、還付金収入であり、営業外費用の主な内訳は支払利息であります。この結果、経常利益は852,458千円となりました。

④ 親会社株主に帰属する四半期純利益

当第3四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は491,524千円となりました。これは、法人税、住民税及び事業税として355,515千円、法人税等調整額として7,651千円を計上したこと等によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第12期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ104,005千円増加し1,700,845千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において営業活動により支出した資金は240,455千円(前連結会計年度は、1,282,916千円の支出)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益による収入485,170千円の他、外国為替取引預り証拠金の増加による収入4,436,423千円等があつた一方、外国為替取引顧客分別金信託の増加による支出3,761,168千円及び外国為替取引顧客差金(資産)の増加による支出919,130千円等があつたことによるものです。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において、投資活動により支出した資金は331,638千円(前連結会計年度は、9,379千円の支出)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入1,000,000千円があつた一方、定期預金の預入による支出1,215,000千円等があつたことによるものです。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度において、財務活動により増加した資金は668,730千円(前連結会計年度は、2,058,654千円の収入)となりました。これは主に短期借入金の純増による収入613,400千円等があつたことによるものです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの主要な事業は外国為替証拠金取引事業であり、顧客の取引高が当社グループの業績に重要な影響を及ぼします。顧客の取引高は為替の変動率が高いときには増加する傾向にあり、反対に為替の変動率が低いときには減少する傾向にあることから、為替変動率は経営成績に重要な影響を与える要因であると考えております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

国内の外国為替証拠金取引業界においては、新規顧客の獲得や取引高の増加に向けた競争が激化しております。このような環境の中、当社グループでは顧客基盤の拡大を目指し、少額からの取引が可能な仕組みの導入、顧客にとって使い勝手のよい取引システムの構築、丁寧な電話対応サービス、独自性の高いキャンペーンの実施等に取り組んでまいりました。

また、これらの施策を国内だけでなく海外でも行うべく、英国にHIROSE FINANCIAL UK LTD.、香港にHIROSE TRADING HK LIMITED、マレーシアにHirose Financial MY Limitedを設立し、更なる業容の拡大を目指しております。

しかしながら、今後も成長を続けていくには国内外の顧客からの信頼獲得や人材の育成が不可欠と考えております。そのために当社グループがこれまで培ってきたノウハウを最大限に活かしてブランディングの強化を行うとともに、世界中の顧客に対して質の高い取引環境やサービスを提供していくよう努めていく所存であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第12期連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度については、取引システムの利便性向上を目的としたシステム開発や職場環境の改善・整備を目的とした本社ビルの会議室拡張工事等により、110,246千円の設備投資を実施いたしました。これらの設備投資には有形固定資産のほか、無形固定資産等が含まれております。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第13期第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当第3四半期連結累計期間については、取引システムの利便性向上を目的としたシステム開発等により、40,743千円の設備投資を実施いたしました。これらの設備投資には有形固定資産のほか、無形固定資産等が含まれております。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	車両 運搬具	器具 備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (大阪市西区)	業務施設及び 外国為替取引システム等	46,567	14,952	12,835	80,793	246	155,395	58 [9]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、電話加入権であります。
4. 従業員数は就業人員(使用人兼務取締役及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員等)は、年間の平均人員を〔 〕内外数で記載しております。
5. 上記のほか、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積(m ²)	年間賃借料 (千円)
本社 (大阪市西区)	本社事務所	1,024.00	21,385
倉庫 (大阪市西区)	物流倉庫 (2カ所)	401.99	8,400

(2) 国内子会社

平成27年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	車両 運搬具	器具 備品	ソフト ウェア	その他	合計	
JFX株式会社	本社 (東京都 中央区)	業務施設	3,374	—	1,100	802	—	5,277	8

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

平成27年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	車両 運搬具	器具 備品	ソフト ウェア	その他	合計	
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	本社 (英国 ロンドン)	業務施設	—	—	560	501	—	1,061	3
HIROSE TRADING HK LIMITED	本社 (中国 香港)	業務施設	—	—	114	—	—	114	1
Hirose Financial MY Limited	本社 (マレーシア 連邦領ラブ アン)	業務施設	—	—	133	1,441	—	1,574	2

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. HIROSE FINANCIAL UK LTD. の従業員数には、当社からの出向社員を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年1月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出会社	本社 (大阪市西区)	外国為替取引シ ステム等	60,000	26,889	自己資金	平成27年4月	平成28年3月	(注) 2
提出会社	倉庫 (大阪市西区)	建物附属設備	70,000	—	自己資金	平成28年7月	平成28年11月	(注) 2
提出会社	本社 (大阪市西区)	外国為替取引シ ステム等	120,000	—	増資資金	平成28年6月	平成30年3月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,124,000
計	18,124,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,531,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,531,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(第1回新株予約権) 平成19年9月12日の臨時株主総会決議及び平成19年9月21日の取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	800 (注) 1	800 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800,000 (注) 1	800,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成21年9月22日から 平成29年9月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を 要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額(行使価額)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額(行使価額)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権者は、募集要項に定める権利行使期間にかかるわらず、平成21年9月22日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定をしてはならない。
- (6) 新株予約権者は、下記のいずれかの事項に該当した場合、新株予約権を行使できないものとし、新株予約権者が所有する新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。
 - ① 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③ 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
 - ④ 当社に対して、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ⑤ 上記に定めるほか、新株予約権者に法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(第2回新株予約権) 平成19年9月12日の臨時株主総会決議及び平成20年3月14日の取締役会決議に基づくもの

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	180 (注) 1	180 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000 (注) 1	180,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成22年3月15日から 平成30年3月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 75	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を 要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額(行使価額)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額(行使価額)を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数}}{\text{調整前行使価額}}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、権利行使をなしうるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) 新株予約権者は、募集要項に定める権利行使期間にかかるわらず、平成22年3月15日あるいは当社株式がいづれかの金融商品取引所に上場した日のいづれか遅い日から権利行使できるものとする。
- (4) 新株予約権者は、新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- (5) 新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定をしてはならない。
- (6) 新株予約権者は、下記のいづれかの事項に該当した場合、新株予約権を行使できないものとし、新株予約権者が所有する新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。
 - ① 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
 - ③ 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
 - ④ 当社に対して、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ⑤ 上記に定めるほか、新株予約権者が法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

- 新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年12月3日 (注) 1	4,526,469	4,531,000	—	420,795	—	108,575

(注) 1. 平成25年10月31日開催の取締役会決議により、平成25年12月3日付で当社普通株式1株を1,000株に分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成28年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	6	1	—	41	48	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	2,790	1,300	—	41,220	45,310	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	6.16	2.87	—	90.97	100.00	—

(注) 自己株式80,000株は、「個人その他」に800単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 80,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,451,000	44,510	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,531,000	—	—
総株主の議決権	—	44,510	—

② 【自己株式等】

平成28年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヒロセ通商株式会社	大阪市西区新町1-3-19 MGビルディング	80,000	—	80,000	1.77
計	—	80,000	—	80,000	1.77

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成19年9月12日の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成19年9月21日 取締役会決議)

決議年月日	平成19年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者である従業員のうち3名は、平成20年2月26日付で取締役に就任しており、本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役7名、当社従業員1名となっております。

第2回新株予約権(平成20年3月14日 取締役会決議)

決議年月日	平成20年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職により本書提出日現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社従業員11名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	110,000	55,330	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	80,000	—	80,000	—

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記の方針に基づき、第12期事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり6円とさせていただきました。この結果、連結配当性向は13.1%となりました。

なお、内部留保資金については、運転資金や自己資本の拡充にあてる方針です。

(注) 基準日が第12期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額	1株当たりの配当額
平成27年6月25日 定時株主総会決議	26,706千円	6円

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性2名 (役員のうち女性の比率18.2%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	—	細合俊一	昭和23年12月3日	昭和50年6月 昭和57年1月 平成16年3月 平成27年6月	近畿配達株式会社 入社 北辰商品株式会社 入社 当社 設立 代表取締役社長(現任) HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役(現任)	(注) 1	594,000
専務取締役	内部管理 部長	衣川貴裕	昭和53年1月6日	平成12年4月 平成14年8月 平成16年5月 平成19年3月 平成19年5月 平成19年10月 平成20年2月 平成21年6月 平成24年10月 平成26年10月 平成27年6月 平成27年6月	米常商事株式会社(現 米常ライ ス株式会社) 入社 丸村株式会社 入社 当社 入社 当社 業務IT係 課長 当社 業務IT担当取締役 当社 管理本部担当取締役 当社 取締役内部管理部長 JFX株式会社取締役(現任) HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役(現任) 当社 専務取締役内部管理部長 (現任)	(注) 1	116,800
常務取締役	業務本部長	友延雅昭	昭和42年9月23日	平成元年4月 平成9年8月 平成14年9月 平成16年3月 平成19年10月 平成20年2月 平成20年6月 平成26年10月 平成27年6月	北辰商品株式会社 入社 米常商事株式会社(現 米常ライ ス株式会社) 入社 丸村株式会社 入社 営業部長 当社 設立 監査担当取締役 当社 内部監査担当取締役 当社 取締役本部長 当社 常務取締役業務本部長(現 任) Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役(現任)	(注) 1	357,000
取締役	管理本部長 兼総務部長	松田 弥	昭和33年8月19日	昭和54年2月 平成2年12月 平成15年5月 平成16年6月 平成19年5月 平成19年10月 平成20年2月 平成22年6月 平成26年4月	浦西税務会計事務所 入所 米常商事株式会社(現 米常ライ ス株式会社) 入社 丸村株式会社 入社 当社 入社 管理部長 当社 取締役管理部長 当社 総務本部担当取締役 当社 取締役管理部長 JFX株式会社 取締役(現任) 当社 取締役管理本部長兼総務部 長(現任)	(注) 1	136,800
取締役	業務部長	石原 愛	昭和51年1月16日	平成6年4月 平成8年11月 平成10年4月 平成11年8月 平成14年8月 平成16年5月 平成19年10月 平成20年2月	株式会社美鈴社 入社 西友商事株式会社 入社 株式会社ユニテックス 入社 米常商事株式会社(現 米常ライ ス株式会社) 入社 丸村株式会社 入社 当社 入社 当社 業務本部統括部長 当社 取締役業務部長(現任)	(注) 1	156,800
取締役	経営企画 室長	松井隆司	昭和51年10月7日	平成13年4月 平成14年8月 平成16年5月 平成19年10月 平成20年2月	米常商事株式会社(現 米常ライ ス株式会社) 入社 丸村株式会社 入社 当社 入社 当社 業務部長 当社 取締役経営企画室長(現任)	(注) 1	136,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	広報部長	野市裕作	昭和53年7月31日	平成13年4月 平成14年9月 平成16年5月 平成19年10月 平成20年2月 平成24年10月	米常商事株式会社(現 米常ライス株式会社) 入社 丸村株式会社 入社 当社 入社 当社 管理部長 当社 取締役広報部長(現任) HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任)	(注) 1	146,800
取締役	市場管理担当	古草鉄也	昭和29年12月21日	昭和53年4月 昭和56年9月 昭和59年3月 昭和63年2月 平成2年4月 平成8年7月 平成11年7月 平成17年2月 平成25年4月 平成25年6月	日通商事株式会社 入社 ファースト・インターナーステート銀行 入行 ロイズ銀行(現 ロイズTSB銀行) 入行 アービング銀行 入行 カナダコマース銀行 入行 資金為替部ディレクター カナダロイヤル銀行 入行 資金為替部ディレクター コメルツ銀行 入行 資金為替部ディレクター 上田ハーロー株式会社 入社 C.O.O外貨保証金事業部長 当社 社外取締役 当社 市場管理担当取締役(現任)	(注) 1	—
監査役(常勤)	—	大原理恵子	昭和50年8月13日	平成25年9月 平成25年11月 平成27年3月 平成27年6月	司法試験合格 最高裁判所 司法研修所 入所 当社 入社 当社 監査役(現任)	(注) 2	—
監査役	—	津田和義	昭和41年1月13日	平成2年10月 平成10年10月 平成12年10月 平成15年8月 平成20年3月 平成20年8月 平成22年9月	太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 株式会社稻田商会取締役 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 株式会社エム・エム・ティー取締役 株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士事務所開設代表(現任) 当社 監査役(現任) アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社 社外監査役(現任)	(注) 2	—
監査役	—	藪内正樹	昭和48年10月3日	平成13年10月 平成18年6月 平成22年4月 平成22年9月	宮内法律事務所 入所 財務省近畿財務局(任期付公務員) 藪内法律事務所開設代表(現任) 当社 監査役(現任)	(注) 2	—
計							1,645,000

(注) 1. 取締役の任期は、平成27年11月27日開催の臨時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

2. 監査役の任期は、平成27年11月27日開催の臨時株主総会終結のときから4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。

3. 監査役津田和義及び藪内正樹は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

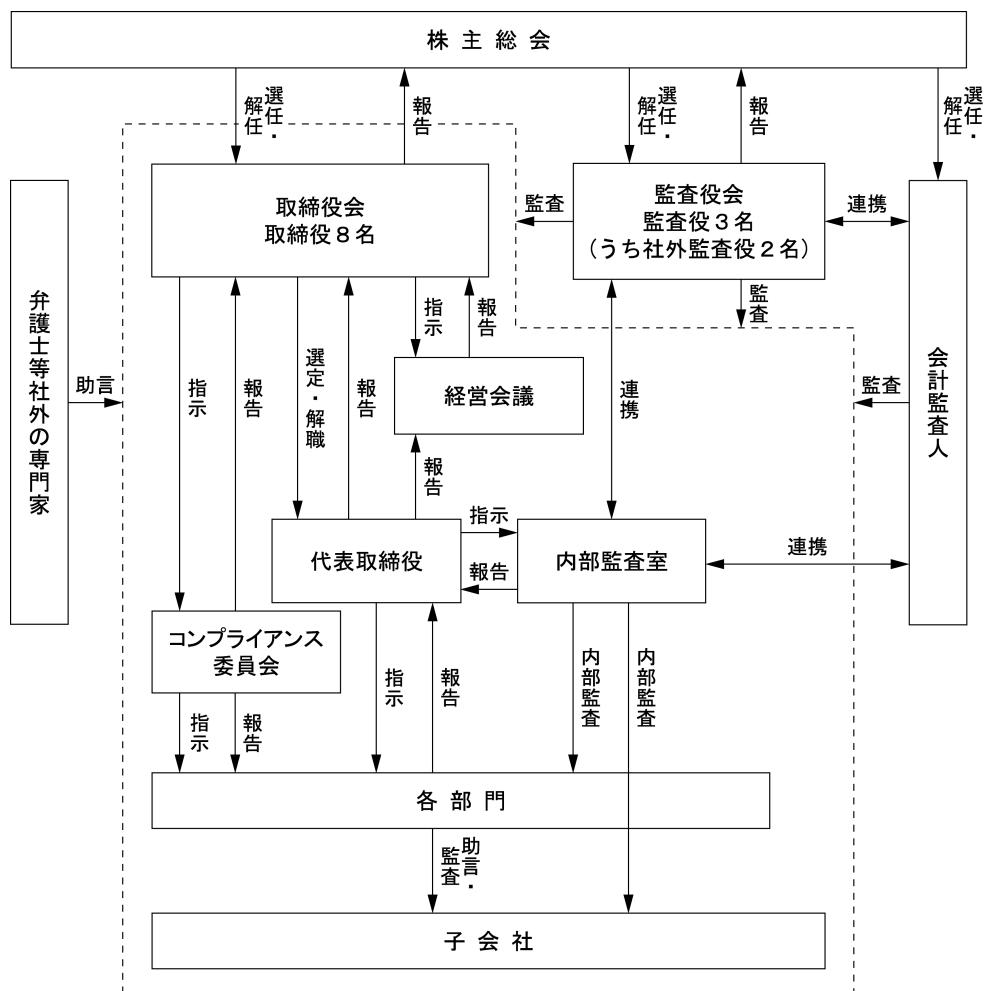
当社は、株主、顧客、取引先、社員、社会等のすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることが企業価値を持続的に向上させると考えております。そのため効率性と透明性の確保された組織運営は必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みが重要であると考えております。

更に、当社は第一種金融商品取引業者として、積極的にコンプライアンス体制の構築に努め、法令、定款及び当社諸規程の遵守を図るべく内部統制機能の充実を図っております。

また、今後もステークホルダーの信頼を得るためにコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに迅速かつ適切な情報開示を行ってまいります。

① 会社の機関の内容

当社の経営上の意思決定、業務執行、監視、内部統制に係る経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要是、以下の図のとおりになっております。



イ 取締役会

取締役会は、取締役 8 名で構成され、監査役 3 名の出席のもと原則毎月 1 回、その他必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では「取締役会規程」で定められた決議事項に基づき、グループ全体の経営方針やその他経営全般に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役が子会社の取締役を兼任することで、必要に応じて当社取締役会において子会社における業務運営につき適切な報告及び審議がなされる体制となっております。

ロ 監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）で構成され、毎月 1 回、その他必要に応じて臨時に開催しております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画等に基づき、独立かつ公正な立場で、取締役会や他の重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査等を通じて取締役の業務執行状況を監査しております。また、代表取締役社長と定期的に会合をもつ等、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行い、会計監査人とは 3 ヶ月に 1 回その他必要に応じて意見交換を行い、監査内容の報告を受ける他、情報共有を図っております。更に内部監査室からの報告を通じて監査の有効性及び実効性の向上を図っております。

ハ 内部監査室

当社及び子会社の内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画及び「内部監査規程」に基づいて被監査部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価しております。また、内部監査室は当社及び子会社の監査結果を代表取締役社長に報告し、被監査部門の実態、問題点、課題についての検討を行い、当社の健全かつ適切な業務運営の遂行に努めております。

ニ 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役、監査役（オブザーバーとして参加）、各部門長及び次長で構成され、毎月原則 2 回、その他必要に応じて臨時に開催しております。各部門の報告事項をもとに情報の共有を図るとともに、会社の全般的方針ならびに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。

ホ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、取締役、監査役（オブザーバーとして参加）、各部門長及び内部管理部長の指名による役職員で構成され、誠実・公正な企業活動の遂行に資することを目的として、社会規範、法令及び当社規程の遵守に係る諸問題について総合的な検討を行っております。

② 内部統制システムの整備状況

当社は、平成18年 5 月 1 日より施行された会社法に則り、平成20年 7 月 11 日に開催した取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しました。その後の会社法改正及び実施状況等を踏まえ、平成27年 5 月 15 日の取締役会において内容の一部変更を決議しております。その要旨は以下のとおりであります。

イ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンスの概念を当社グループの全役職員が共有し、コンプライアンス体制を確立することを経営の最重要課題の一つとして掲げております。そのため、コンプライアンス遵守の基本規程である「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、当社の遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に定め全役職員に配布し周知徹底させております。
- (b) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及びその他の社内規程に従い経営の重要な事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項については、「職務権限規程」で具体的に定めております。
- (c) 監査役は、法令及び監査役会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。
- (d) コンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する事項の相談窓口として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しております。なお、社外相談窓口については社外弁護士を選任し、内部通告者保護に配慮することでその実効性を高めております。
- (e) 取締役社長直轄の内部監査室は、各部門における職務の執行状況を監査し、隨時取締役社長に報告しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ重要な諸会議の議事録やその他の重要文書(電磁的記録を含む)は社内規程(「文書管理規程」等)に従い適切に保存及び管理いたします。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、事業の推進及び企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクを「危機管理規程」に定めており、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することで企業リスクの事前回避に努めます。
- (b) リスクが顕在化し危機が発生した場合は、取締役社長が対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じます。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務に関する決議及び取締役の職務執行を監督しております。
- (b) 取締役の職務執行を円滑かつ効率的に行うため、原則として経営会議を毎月2回開催し、会社の基本方針ならびに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。
- (c) 経営計画・経営方針を策定し、基本戦略、経営目標の浸透を図るとともに、各取締役が職務分掌ごとに業務遂行に努めております。

e 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、経営企画室を子会社管理の担当部門とし、「子会社管理規程」に基づき、子会社の事業が適切に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しております。また、当社取締役が子会社取締役を兼務し、重要会議等へ出席することで、子会社の取締役等の業務執行に係る報告を受けております。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、企業グループとして統一された基準で内部監査を実施し、子会社における経営情報及びリスク情報を把握しております。また、子会社管理担当部門は、子会社に損失の危険が発生することを把握した場合は、速やかにその内容及び当社グループに与える影響等を取締役会・経営会議等に報告することとしております。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社経営企画室は、子会社に対して貸借対照表・損益計算書等の計算書類、予算実績対比表等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握することとしております。また、当社取締役管理本部長は、子会社の決算について、定期的に取締役会にて報告を行っております。

(d) 子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査しております。また、内部監査の結果は、当社取締役会及び子会社に報告しております。

f 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を配置することとしております。

g 前号 f の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役は、当該使用人に対して監査役の職務の補助を行うよう命令できるものとし、当該使用人は、その命令に関しては、監査役以外の者から指揮命令を受けないものとしております。

(b) 監査役を補助する使用人の人事考課、異動、懲戒等については監査役の同意を得るものとしております。

h 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査役と協議して定めた事項について監査役に報告することとしております。

(b) 取締役及び使用人は、監査役から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。

(c) 当社は、上記 (a)、(b) の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会及びその他重要な会議に出席しております。

(b) 監査役は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

(c) 監査役は、会計監査人、内部監査室と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して内部統制システムの整備を推進しております。

j 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

 a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

- (a) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。
- (b) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。
- (c) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。
- (d) 当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。
- (e) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- (f) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- (g) 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
- (h) 当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
- (i) 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。

 b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

 (a) 社内規則の整備

 当社は、上記基本方針に基づき、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を整備しております。

 (b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者について

 当社は、内部管理部を反社会的勢力対応の統括部署として定めております。また、不当要求防止責任者を選任・配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応します。

 (c) 外部の専門機関との連携状況

 当社は、外部専門機関と契約を結び、反社会的勢力との関係遮断に関する研修へ参加する他、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施できる体制を整えております。

 (d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

 内部管理部において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

 (e) 対応マニュアルの整備状況

 当社は、反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアルを整備し、具体的な取組内容を記載しております。

 (f) 研修活動の実施状況

 当社では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、コンプライアンスマニュアルの遵守事項に反社会的勢力との関係遮断について明記し、朝礼等で読み合わせを行い、役職員の周知徹底を図っております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

イ 内部監査

当社は、当社の業務全般の内部管理体制の適切性・有効性を検証することを目的として、代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置のうえ担当者3名を配置し、「内部監査規程」に基づいて会社業務の全般に対する監査を定期的に行っております。内部監査室は、実施した監査の方法、内容及び結果等について監査調書を作成し、その他証憑等に基づいて原則として1ヶ月以内に内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出しております。問題点が認められた場合には、被監査部門の長に対し改善指示通知書によりその対策を命じております。被監査部門は、改善指示通知書に基づき指摘事項の改善実施の可否、改善計画等、改善措置の状況を記載した改善措置回答書を、改善指示通知書受取時点から原則1ヶ月以内に作成し、内部監査室長を経由して代表取締役社長に報告しております。

また、内部監査室は、指摘・助言・改善提案事項等の措置・実行状況につき、適宜、調査・確認を行い、その結果を代表取締役社長及び必要に応じ関係役員に報告しております。更に、監査役会や会計監査との連携を保ち、必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性を高め、内部統制組織が十分機能するよう努めております。

ロ 監査役監査

当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は3名(常勤監査役1名)で構成され、社外監査役は2名であります。監査役会は原則として毎月1回開催しており、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役への意見聴取、会社財産の調査、資料及び重要な決裁書類の閲覧、内部監査室との意見交換、報告聴取等を通して、業務監査ならびに会計監査について取締役の職務執行を監査しております。監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行に当たり、内部監査室等と緊密な連携を保ち、また会計監査人の会計監査に立ち会い、法令等を遵守した監査がなされているかの確認を行う等、監査報告書への意見形成に至る過程について説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、相互連携を図っております。

④ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

第12期連結会計年度において、業務執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：寺田 勝基

指定有限責任社員 業務執行社員：河津 誠司

指定有限責任社員 業務執行社員：森村 照私

業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 4名

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載しておりません。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を選任しておりませんが、上記のように監査役（3名中2名が社外監査役）と監査役会による実効性のある経営監視機能を有していると認識しております。そのため、当面は現状のガバナンス体制を維持することとしております。

社外監査役 津田 和義は、公認会計士の資格を有しております、会計の専門知識及び会社の管理体制構築に関する業務に精通していることから、主に内部統制の有効性の観点から監査を行っております。当社と津田監査役との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 篠内 正樹は、弁護士の資格を有しております、企業法務に精通していることから、主にコンプライアンスの観点から監査を行っております。当社と篠内監査役との間には、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

上記の理由により、社外監査役それぞれが専門的な知識を有しております、職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、社外監査役は専門的な知見から客観的・中立的に経営全般を監視・監査しており、当社経営陣の監督機能として重要な役割を果たすとともに、会計監査人や内部監査室と定期的にミーティングを行う等の方法で連携をとり、効果的な監査体制の構築を図っております。

なお、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、選任に当たっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

⑥ コンプライアンス体制の整備及びリスク管理体制の整備状況

当社は、金融商品取引法をはじめとした法令・諸規則遵守の強化を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備、当社業務の健全性と適切性を確保するための施策の実施及びその実施状況の監視を行っております。また当社事業に関するリスクについて、法令等の遵守及び社内ルールの遵守を基本にリスク管理規程及び危機管理規程等に基づいて、会社機関と内部統制システムを一層充実させ、経営の健全性及び安全性確保に努めております。

⑦ 役員の報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

第12期事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬の額は以下のとおりであります。

取締役及び監査役に支払った報酬

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	427,005	254,160	172,845	8
監査役 (社外監査役を除く。)	4,235	3,600	635	1
社外監査役	6,480	6,480	—	2

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 退職慰労金は、役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

ロ 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(千円)		連結報酬等の総額 (千円)
			基本報酬	退職慰労金	
細谷俊一	取締役	提出会社	59,280	64,980	124,260

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

2. 退職慰労金は、役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

ハ、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等について、算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定することとしております。また、監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役会にて協議のうえ、決定しております。

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役が、期待される役割を十分に發揮できることを目的としております。

⑫ 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めております。

⑭ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	15,200	7,145	12,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	15,200	7,145	12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社の連結子会社であるHIROSE FINANCIAL UK LTD.等は、当連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一ネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、監査証明業務に基づく報酬を6,545千円支払っております。

なお、円貨表記は期中平均相場による換算に基づくものであります。

(最近連結会計年度)

当社の連結子会社であるHIROSE FINANCIAL UK LTD.は、当連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一ネットワークに属しているデロイト トウシュ トーマツに対して、監査証明業務に基づく報酬を8,378千円支払っております。

なお、円貨表記は期中平均相場による換算に基づくものであります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、以下の業務を委託し、対価として7,145千円を支払っております。

- ・上場申請書類作成にかかる助言業務及び財務報告にかかる内部統制に関する助言業務

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模や業務の特性等に照らして監査日数・業務の内容等を勘案の上で監査役会の同意のもと適切に監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び当事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構から発信される会計基準の新設・改正等に関する情報を入手しております。また社内研修や監査法人等の行うセミナー等にも積極的に参加し、決算業務体制の強化を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 3,195,717	※1 3,557,614
外国為替取引顧客分別金信託	21,858,831	25,620,000
外国為替取引顧客差金	4,146,697	5,065,828
外国為替取引顧客未収入金	79,433	106,125
外国為替取引差入証拠金	3,308,542	3,674,137
外国為替取引自己取引差金	51,846	15,749
外国為替取引自己取引未収入金	10,234	184,107
貯蔵品	40,414	29,393
未収入金	49,766	58,732
未収還付消費税等	—	44,058
前払費用	26,532	22,620
繰延税金資産	45,450	29,429
その他	1,857	6,991
貸倒引当金	△918	—
流動資産合計	32,814,406	38,414,789
固定資産		
有形固定資産		
建物	91,449	106,096
減価償却累計額	△46,843	△56,154
建物（純額）	44,606	49,941
車両運搬具	10,632	24,173
減価償却累計額	△7,899	△9,220
車両運搬具（純額）	2,733	14,952
器具備品	46,268	50,658
減価償却累計額	△28,996	△35,914
器具備品（純額）	17,271	14,744
建設仮勘定	1,627	—
有形固定資産合計	66,238	79,639
無形固定資産		
ソフトウエア	44,906	83,538
その他	246	246
無形固定資産合計	45,153	83,785
投資その他の資産		
長期前払費用	12,512	11,926
繰延税金資産	22,597	38,461
差入保証金	30,441	27,309
その他	4,900	45,509
貸倒引当金	—	△35,674
投資その他の資産合計	70,452	87,532
固定資産合計	181,844	250,956
資産合計	32,996,251	38,665,746

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	25,440,581	29,877,004
外国為替取引顧客差金	573,533	748,226
外国為替取引顧客未払金	324,634	415,298
外国為替取引自己取引差金	71,943	164,580
外国為替取引自己取引未払金	79,284	164
短期借入金	※1、2、3 2,186,600	※1、2、3 2,800,000
未払金	204,654	305,980
未払費用	39,362	44,186
未払法人税等	375,575	174,552
賞与引当金	45,200	43,234
その他	31,224	30,620
流動負債合計	29,372,594	34,603,848
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
退職給付に係る負債	28,720	30,616
役員退職慰労引当金	379,724	554,754
固定負債合計	908,444	1,085,370
負債合計	30,281,038	35,689,219
純資産の部		
株主資本		
資本金	420,795	420,795
資本剰余金	108,575	127,605
利益剰余金	2,233,623	2,433,137
自己株式	△62,700	△26,400
株主資本合計	2,700,293	2,955,137
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	14,918	21,389
その他の包括利益累計額合計	14,918	21,389
純資産合計	2,715,212	2,976,526
負債純資産合計	32,996,251	38,665,746

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,586,709
外国為替取引顧客分別金信託	29,432,000
外国為替取引顧客差金	5,847,723
外国為替取引顧客未収入金	134,279
外国為替取引差入証拠金	3,937,198
外国為替取引自己取引差金	11,332
外国為替取引自己取引未収入金	26,863
貯蔵品	61,019
未収入金	41,786
未収還付消費税等	78,355
前払費用	37,376
繰延税金資産	21,661
その他	3,538
流動資産合計	44,219,844
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	42,882
車両運搬具（純額）	9,485
器具備品（純額）	18,946
有形固定資産合計	71,314
無形固定資産	
ソフトウエア	77,598
その他	246
無形固定資産合計	77,845
投資その他の資産	
長期前払費用	5,481
繰延税金資産	38,577
差入保証金	25,760
その他	30,521
貸倒引当金	△20,999
投資その他の資産合計	79,342
固定資産合計	228,501
資産合計	44,448,345

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

負債の部

流動負債

外国為替取引預り証拠金	34,589,398
外国為替取引顧客差金	556,120
外国為替取引顧客未払金	584,038
外国為替取引自己取引差金	207,094
外国為替取引自己取引未払金	4,303
短期借入金	3,200,000
未払金	328,222
未払費用	44,064
未払法人税等	245,095
賞与引当金	18,367
その他	48,896
流動負債合計	39,825,601

固定負債

長期借入金	500,000
退職給付に係る負債	33,574
役員退職慰労引当金	651,877
固定負債合計	1,185,451

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	420,795
資本剰余金	127,605
利益剰余金	2,896,544
自己株式	△26,400
株主資本合計	3,418,544

その他の包括利益累計額

為替換算調整勘定	18,748
その他の包括利益累計額合計	18,748

純資産合計

負債純資産合計

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
外国為替取引損益	4,977,511	4,947,231
外国為替取引受取手数料	4,690	2,796
その他の営業収益	9,022	18,624
営業収益合計	4,991,224	4,968,653
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 4,058,669	※1 4,415,595
営業利益	932,554	553,057
営業外収益		
受取利息	4,575	5,740
貸倒引当金戻入額	813	—
還付金収入	3,547	2,203
ポジション移管損益	※2 5,575	※2 —
その他	1,813	5,065
営業外収益合計	16,324	13,009
営業外費用		
支払利息	41,697	77,250
為替差損	467	1,888
その他	2,379	390
営業外費用合計	44,543	79,529
経常利益	904,335	486,537
特別損失		
固定資産除却損	※3 15,731	※3 1,367
特別損失合計	15,731	1,367
税金等調整前当期純利益	888,604	485,170
法人税、住民税及び事業税	472,156	285,499
法人税等調整額	55,817	157
法人税等合計	527,974	285,656
少数株主損益調整前当期純利益	360,630	199,513
当期純利益	360,630	199,513

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	360,630	199,513
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	15,628	6,470
その他の包括利益合計	※1 15,628	※1 6,470
包括利益	376,258	205,984
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	376,258	205,984

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
営業収益	
外国為替取引損益	4,536,317
外国為替取引受取手数料	1,270
その他の営業収益	10,519
営業収益合計	4,548,107
営業費用	
販売費及び一般管理費	3,644,181
営業利益	903,925
営業外収益	
受取利息	3,154
貸倒引当金戻入額	1,427
還付金収入	2,379
その他	2,751
営業外収益合計	9,713
営業外費用	
支払利息	59,261
為替差損	1,915
その他	3
営業外費用合計	61,180
経常利益	852,458
特別利益	
固定資産売却益	2,261
特別利益合計	2,261
特別損失	
固定資産除却損	30
特別損失合計	30
税金等調整前四半期純利益	854,690
法人税、住民税及び事業税	355,515
法人税等調整額	7,651
法人税等合計	363,166
四半期純利益	491,524
親会社株主に帰属する四半期純利益	491,524

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

四半期純利益	491,524
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△2,641
その他の包括利益合計	△2,641
四半期包括利益	488,882
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	488,882

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	420,795	108,575	1,877,334	△62,700	2,344,004	△709	2,343,295
当期変動額							
剰余金の配当			△4,341		△4,341		△4,341
当期純利益			360,630		360,630		360,630
自己株式の処分							—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						15,628	15,628
当期変動額合計	—	—	356,289	—	356,289	15,628	371,917
当期末残高	420,795	108,575	2,233,623	△62,700	2,700,293	14,918	2,715,212

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括 利益累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	420,795	108,575	2,233,623	△62,700	2,700,293	14,918	2,715,212
当期変動額							
剰余金の配当							—
当期純利益			199,513		199,513		199,513
自己株式の処分		19,030		36,300	55,330		55,330
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						6,470	6,470
当期変動額合計	—	19,030	199,513	36,300	254,843	6,470	261,314
当期末残高	420,795	127,605	2,433,137	△26,400	2,955,137	21,389	2,976,526

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	888,604	485,170
減価償却費	39,121	55,305
貸倒り引当金の増減額（△は減少）	△888	34,756
賞与引当金の増減額（△は減少）	25,533	△1,966
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	7,008	1,896
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	168,767	175,030
受取利息及び受取配当金	△4,575	△5,740
支払利息	41,697	77,250
為替差損益（△は益）	1,414	1,451
固定資産除却損	15,731	1,367
外国為替取引顧客分別金信託の増減額（△は増加）	△3,642,000	△3,761,168
外国為替取引顧客差金（資産）の増減額（△は増加）	△747,087	△919,130
外国為替取引顧客未収入金の増減額（△は増加）	△16,441	△26,691
外国為替取引差入証拠金の増減額（△は増加）	△2,316,289	△365,594
外国為替取引自己取引差金（資産）の増減額（△は増加）	125,187	36,096
外国為替取引自己取引未収入金の増減額（△は増加）	2,341	△173,873
貯蔵品の増減額（△は増加）	△4,375	11,021
未収入金の増減額（△は増加）	△30,329	△8,031
未収還付消費税等の増減額（△は増加）	—	△44,058
前払費用の増減額（△は増加）	△6,905	4,556
外国為替取引預り証拠金の増減額（△は減少）	4,625,903	4,436,423
外国為替取引顧客差金（負債）の増減額（△は減少）	△38,597	174,692
外国為替取引顧客未払金の増減額（△は減少）	70,078	90,663
外国為替取引自己取引差金（負債）の増減額（△は減少）	△78,924	92,637
外国為替取引自己取引未払金の増減額（△は減少）	75,207	△79,120
未払金の増減額（△は減少）	△173,848	99,031
未払費用の増減額（△は減少）	7,856	2,149
その他	△38,793	△79,397
小計	△1,004,602	314,726
利息及び配当金の受取額	3,951	4,805
利息の支払額	△36,068	△75,219
法人税等の支払額	△246,196	△484,768
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,282,916	△240,455

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,300,000	△1,215,000
定期預金の払戻による収入	1,260,000	1,000,000
有形固定資産の取得による支出	△24,184	△21,278
無形固定資産の取得による支出	△39,369	△85,147
長期前払費用の取得による支出	—	△10,000
長期前払費用の売却による収入	105,000	—
その他	△10,825	△212
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,379	△331,638
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,562,995	613,400
長期借入れによる収入	500,000	—
自己株式の処分による収入	—	55,330
配当金の支払額	△4,341	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,058,654	668,730
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,213	7,369
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	780,572	104,005
現金及び現金同等物の期首残高	816,267	1,596,839
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,596,839	※1 1,700,845

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

JFX株式会社

HIROSE FINANCIAL UK LTD.

HIROSE TRADING HK LIMITED

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、HIROSE TRADING HK LIMITEDの決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内子会社は、定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

また、在外子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

車両運搬具 4年～5年

器具備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

なお、当連結会計年度において役員退職慰労引当金に関する内規を変更しております。この変更にともなう役員退職慰労引当金の増加額116,697千円は、販売費及び一般管理費に含めて計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益に、取引に係る受取手数料を外国為替取引受取手数料として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

③ カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定（資産）、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替自己取引差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定にそれぞれ計上しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

JFX株式会社

HIROSE FINANCIAL UK LTD.

HIROSE TRADING HK LIMITED

Hirose Financial MY Limited

このうち、Hirose Financial MY Limitedについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、HIROSE TRADING HK LIMITED及びHirose Financial MY Limitedの決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び国内子会社は、定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

また、在外子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

車両運搬具 4年～5年

器具備品 3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年～5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

② 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益に、取引に係る受取手数料を外国為替取引受取手数料として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は連結貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

③ カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定（資産）、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替自己取引差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定にそれぞれ計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	460,000 千円	775,000 千円

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	1,049,600 千円	2,400,000 千円

上記のほか、当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約(以下「ボンド・ファシリティ契約」という。)に基づく債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当該契約に基づく担保の差入額、担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	1,000,000 千円	900,000 千円
被保証債務残高	— 千円	— 千円
債務保証の極度額	3,000,000 千円	3,000,000 千円

※2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため前連結会計年度においては取引銀行4行、当連結会計年度においては取引銀行7行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額 及びコミットメントライン契約の総額	2,200,000 千円	2,800,000 千円
借入実行残高	2,100,000 千円	2,800,000 千円
差引額	100,000 千円	— 千円

※3 財務制限条項

前連結会計年度(平成26年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約及びボンド・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されております。

1. コミットメントライン契約

- ① 金融商品取引法第46条の6 第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 每月末算出する金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する当該月にかかる月次単体試算表に示される経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること(なお、月次単体試算表に示される経常損益が損失である場合には、当該月については超過したものとみなす。)。
- ③ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ④ 各四半期会計期間末日の単体の損益計算書に示される営業損益および経常損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当連結会計年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6 第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する月次単体試算表における経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A) × (B) - 1,000百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

(A)④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高

(B)表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲値相場)(以下、「本件レート」という。)のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

- ⑥ 各四半期会計期間末日の損益計算書において、経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当連結会計年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約及びボンド・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されております。

1. コミットメントライン契約

- ① 決算期(第二四半期を含まない。)の末日における単体の自己資本規制比率が200%を下回らせないこと。
- ② 決算期(第二四半期を含まない。)における単体の損益計算書に示される営業損益を損失にしないこと。
- ③ 決算期(第二四半期を含まない。)における単体の損益計算書に示される経常損益を損失にしないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当連結会計年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する月次単体試算表における経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A)×(B)−900百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

- (A)④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高
- (B)表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲値相場)(以下、「本件レート」という。)のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

- ⑥ 各四半期会計期間末日の損益計算書において、経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当連結会計年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
システム使用料	1,430,504 千円	1,557,486 千円
役員報酬	231,250 千円	296,885 千円
給与手当等	277,659 千円	331,007 千円
退職給付費用	7,823 千円	6,918 千円
賞与引当金繰入額	45,098 千円	23,016 千円
役員退職慰労引当金繰入額	168,767 千円	175,030 千円
貸倒引当金繰入額	— 千円	35,558 千円
支払手数料	418,596 千円	412,232 千円
広告宣伝費	801,123 千円	831,229 千円

※2 当社がカバー先に対して保有しているポジションの移管に伴い、ポジションを建てなおしたことにより発生した取引損益であります。

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	— 千円	908 千円
器具備品	359 千円	0 千円
ソフトウェア	3,411 千円	458 千円
長期前払費用	11,960 千円	— 千円
計	15,731 千円	1,367 千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	15,628 千円	6,470 千円
その他の包括利益合計	15,628 千円	6,470 千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,531	4,526,469	—	4,531,000

(注) 発行済株式の株式数の増加は、平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	190	189,810	—	190,000

(注) 自己株式の株式数の増加は、平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) ストック・オプションとして付与されている新株予約権であるため、目的となる株式の種類及び目的となる株式数の記載を省略しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,341	1,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(注) 当社は、平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,531,000	—	—	4,531,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	190,000	—	110,000	80,000

(注) 自己株式の株式数の減少は、第三者割当による処分によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) ストック・オプションとして付与されている新株予約権であるため、目的となる株式の種類及び目的となる株式数の記載を省略しております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,706	6	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	3,195,717 千円	3,557,614 千円
外国為替取引預り証拠金の分別管理 を目的とするもの	△108,877 千円	△151,769 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△1,490,000 千円	△1,705,000 千円
現金及び現金同等物	1,596,839 千円	1,700,845 千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、顧客との相対取引により外国為替証拠金取引等の外国通貨に関する店頭デリバティブ取引を行っております。顧客との外国為替証拠金取引は、預り証拠金の入金により開始され、インターネットを経由して注文・受諾により成立いたします。また、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するために、適時カウンターパーティに対しカバー取引を行っております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に自己資本及び金融機関等からの借入金によって賄っております。また、余剰資金の運用は、流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しており、市場リスクをともなう投機的な取引は一切行わない方針であります。

当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。また、在外子会社HIROSE FINACIAL UK LTD.において、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、現地の法令等に基づいて自己の固有財産と区分して管理しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社グループは、顧客との間で外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引を行っております。このうち、外国為替証拠金取引は少ない資金を担保として大きな金額の取引を行うことができるところから顧客は預け入れた証拠金以上の損失を被る可能性があります。その場合には、当該顧客に対して発生した金銭債権について信用リスクが発生いたします。一方、バイナリーオプション取引は、権利行使時の為替相場水準により、顧客が支払ったプレミアム以上の利益を受け取ることができるか、若しくは支払ったプレミアムの全額を失うという取引であるため、顧客は支払ったプレミアム以上の損失を被ることがありません。そのため、バイナリーオプション取引では、顧客に対する信用リスクは発生いたしません。

当社及び国内子会社において外国為替証拠金取引等を行う顧客から受け入れた預り資産は、信託業務を行っている銀行と契約を結び、外国為替取引顧客分別金信託として金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。当該信託財産は、信託法により信託先の破綻リスクから保護されております。また、在外子会社HIROSE FINACIAL UK LTD.における外国為替証拠金取引等に関する顧客からの預り資産は外貨建てであるため、為替変動リスクが存在しますが、各外貨にて保管しているため実質的にリスクは負担しておりません。

当社グループは、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するためにカウンターパーティを相手方とするカバー取引を行っており、カバー取引を行うためにカウンターパーティに差入れている外国為替取引差入証拠金は信用リスクに晒されております。また、カバー取引の際の決済履行に係る債権及び債務は、外貨建て資産及び負債を含んでいるため為替変動リスクに晒されております。

上記の外国為替取引事業においては、カウンターパーティへの証拠金の差入れや、取引に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生します。

現金及び預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。また、在外子会社における現金及び預金は外貨建てであるため、為替変動リスクに晒されております。

未払法人税等、短期借入金及び長期借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、短期借入金は金利の変動リスクに晒されており、長期借入金は市場金利の変動にともなう時価の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。

このため、信用リスク及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」(平成19年金融庁告示第59号)に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

外国為替証拠金取引に係るリスク相当額は、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、カバー取引業務を行う部門である業務部から独立した管理部が毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを代表取締役社長に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役会に報告することにより管理しております。

① 信用リスクの管理

当社グループでは、外国為替証拠金取引を行う顧客の損失の拡大を防止する目的で、顧客の有効証拠金の額が必要証拠金の額を下回ったときに、自動的に顧客の保有ポジションの全部を反対売買して決済する自動ロスカット制度を取り入れております。この制度により顧客に対する信用リスクの軽減を図っております。

カバー取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、複数の信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、カウンターパーティに対する信用リスクが顕在化する可能性は小さいものと考えておりますが、カバー取引を行うに当たり、必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、信用リスクの低減を図っております。また、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(為替変動リスク)の管理

外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引ですが、顧客との取引により生じたポジションは、為替が顧客の有利に動いた場合は当社の損失に、逆に不利に動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動によるリスクをともないます。当社はこの為替変動リスクを回避し、安定的な収益を確保するため顧客からの売買注文と同様の売買注文をカウンターパーティへ発注するカバー取引を行うことで為替変動リスクの低減を行っております。なお、カバー取引は担当部門(業務部)が社内規程等により定められた方法で行い、カバー取引の実施状況を管理部において毎日モニタリングすることで、リスクの軽減を図っております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新しております。また、外国為替証拠金取引を行うに当たり、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保する他、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うに当たって必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、手許資金の流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

「2. 金融商品の時価等に関する事項」における店頭デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체が店頭デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,195,717	3,195,717	—
(2) 外国為替取引顧客分別金信託	21,858,831	21,858,831	—
(3) 外国為替取引顧客未収入金	79,433	79,433	—
(4) 外国為替取引差入証拠金	3,308,542	3,308,542	—
(5) 外国為替取引自己取引未収入金	10,234	10,234	—
資産計	28,452,759	28,452,759	—
(1) 外国為替取引預り証拠金	25,440,581	25,440,581	—
(2) 外国為替取引顧客未払金	324,634	324,634	—
(3) 外国為替取引自己取引未払金	79,284	79,284	—
(4) 短期借入金	2,186,600	2,186,600	—
(5) 未払法人税等	375,575	375,575	—
(6) 長期借入金	500,000	507,142	7,142
負債計	28,906,675	28,913,818	7,142
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	3,553,068	3,553,068	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 外国為替取引顧客分別金信託、(3) 外国為替取引顧客未収入金、(4) 外国為替取引差入証拠金、(5) 外国為替取引自己取引未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 外国為替取引預り証拠金、(2) 外国為替取引顧客未払金、(3) 外国為替取引自己取引未払金、(4) 短期借入金、(5) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	3,195,717
外国為替取引顧客分別金信託	21,858,831
合計	25,054,548

3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)
短期借入金	2,186,600	—	—
長期借入金	—	—	500,000
合計	2,186,600	—	500,000

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、顧客との相対取引により外国為替証拠金取引等の外国通貨に関する店頭デリバティブ取引を行っております。顧客との外国為替証拠金取引は、預り証拠金の入金により開始され、インターネットを経由して注文・受諾により成立いたします。また、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するために、適時カウンターパーティに対しカバー取引を行っております。

この事業を行うために必要な資金の調達は、主に自己資本及び金融機関等からの借入金によって賄っております。また、余剰資金の運用は、流動性預金をはじめとする短期の預金等に限定しており、市場リスクをともなう投機的な取引は一切行わない方針であります。

当社及び国内子会社において、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。また、在外子会社HIROSE FINACIAL UK LTD.において、顧客から外国為替証拠金取引等のために預託された金銭は、現地の法令等に基づいて自己の固有財産と区分して管理しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当社グループは、顧客との間で外国為替証拠金取引及びバイナリーオプション取引を行っております。このうち、外国為替証拠金取引は少ない資金を担保として大きな金額の取引を行うことができることから顧客は預け入れた証拠金以上の損失を被る可能性があります。その場合には、当該顧客に対して発生した金銭債権について信用リスクが発生いたします。一方、バイナリーオプション取引は、権利行使時の為替相場水準により、顧客が支払ったプレミアム以上の利益を受け取ることができるか、若しくは支払ったプレミアムの全額を失うという取引であるため、顧客は支払ったプレミアム以上の損失を被ることがありません。そのため、バイナリーオプション取引では、顧客に対する信用リスクは発生いたしません。

当社及び国内子会社において外国為替証拠金取引等を行う顧客から受け入れた預り資産は、信託業務を行っている銀行と契約を結び、外国為替取引顧客分別金信託として金銭信託により自己の固有財産と区分して管理しております。当該信託財産は、信託法により信託先の破綻リスクから保護されております。また、在外子会社HIROSE FINACIAL UK LTD.における外国為替証拠金取引等に関する顧客からの預り資産は外貨建てであるため、為替変動リスクが存在しますが、各外貨にて保管しているため実質的にリスクは負担しておりません。

当社グループは、顧客との取引から生ずる為替変動リスクを回避するためにカウンターパーティを相手方とするカバー取引を行っており、カバー取引を行うためにカウンターパーティに差入れている外国為替取引差入証拠金は信用リスクに晒されております。また、カバー取引の際の決済履行に係る債権及び債務は、外貨建て資産及び負債を含んでいるため為替変動リスクに晒されております。

上記の外国為替取引事業においては、カウンターパーティへの証拠金の差入れや、取引に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生します。

現金及び預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されております。また、在外子会社における現金及び預金は外貨建てであるため、為替変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、短期借入金は金利の変動リスクに晒されており、長期借入金は市場金利の変動にともなう時価の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの金融商品に係るリスク管理は、金融商品取引法第46条の6に定める自己資本規制比率の管理を基礎として実施しております。

このため、信用リスク及び市場リスクについては、金融商品取引業等に関する内閣府令第178条及び「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」(平成19年金融庁告示第59号)に基づき、毎営業日これらのリスクをリスク相当額として定量的に算出した上で自己資本規制比率を算出しております。

外国為替証拠金取引に係るリスク相当額は、社内規程においてこれらの限度枠を設定しており、カバー取引業務を行う部門である業務部から独立した管理部が毎営業日リスク相当額を算出し、これらが限度枠内に収まっていることを代表取締役社長に報告するとともに、毎月末の自己資本規制比率の状況を取締役会に報告することにより管理しております。

① 信用リスクの管理

当社グループでは、外国為替証拠金取引を行う顧客の損失の拡大を防止する目的で、顧客の有効証拠金の額が必要証拠金の額を下回ったときに、自動的に顧客の保有ポジションの全部を反対売買して決済する自動ロスカット制度を取り入れております。この制度により顧客に対する信用リスクの軽減を図っております。

カバー取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、複数の信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、カウンターパーティに対する信用リスクが顕在化する可能性は小さいものと考えておりますが、カバー取引を行うに当たり、必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、信用リスクの低減を図っております。また、カウンターパーティの信用状況に起因する出来事によりカバー取引を実施できない事態が発生するリスクを回避するために、カウンターパーティを複数選定することにより、信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク(為替変動リスク)の管理

外国為替証拠金取引は、当事者間の相対取引ですが、顧客との取引により生じたポジションは、為替が顧客の有利に動いた場合は当社の損失に、逆に不利に動いた場合は当社の利益に繋がることになり、為替変動によるリスクをともないます。当社はこの為替変動リスクを回避し、安定的な収益を確保するため顧客からの売買注文と同様の売買注文をカウンターパーティへ発注するカバー取引を行うことで為替変動リスクの低減を行っております。なお、カバー取引は担当部門(業務部)が社内規程等により定められた方法で行い、カバー取引の実施状況を管理部において毎日モニタリングすることで、リスクの軽減を図っております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新しております。また、外国為替証拠金取引を行うに当たり、金融機関から借入の限度枠の設定を受けることにより一時的な資金需要への余力を確保する他、カウンターパーティとの間でカバー取引を行うに当たって必要となる差入証拠金の一部を金融機関との支払承諾契約に基づく信用状により代用することで、手許資金の流動性を確保し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

「2. 金融商品の時価等に関する事項」における店頭デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額 자체が店頭デリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,557,614	3,557,614	—
(2) 外国為替取引顧客分別金信託	25,620,000	25,620,000	—
(3) 外国為替取引顧客未収入金	106,125	106,125	—
(4) 外国為替取引差入証拠金	3,674,137	3,674,137	—
(5) 外国為替取引自己取引未収入金	184,107	184,107	—
資産計	33,141,985	33,141,985	—
(1) 外国為替取引預り証拠金	29,877,004	29,877,004	—
(2) 外国為替取引顧客未払金	415,298	415,298	—
(3) 外国為替取引自己取引未払金	164	164	—
(4) 短期借入金	2,800,000	2,800,000	—
(5) 長期借入金	500,000	513,190	13,190
負債計	33,592,467	33,605,657	13,190
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されていないもの	4,168,771	4,168,771	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 外国為替取引顧客分別金信託、(3) 外国為替取引顧客未収入金、(4) 外国為替取引差入証拠金、(5) 外国為替取引自己取引未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 外国為替取引預り証拠金、(2) 外国為替取引顧客未払金、(3) 外国為替取引自己取引未払金、(4) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	3,557,614
外国為替取引顧客分別金信託	25,620,000
合計	29,177,614

3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)
短期借入金	2,800,000	—	—
長期借入金	—	500,000	—
合計	2,800,000	500,000	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位:千円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価(注)	評価損益
		うち1年超			
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引 (顧客)				
	売建	64,883,911	—	439,817	439,817
	買建	70,697,338	—	3,133,346	3,133,346
	合計	—	—	3,573,164	3,573,164
	外国為替証拠金取引 (カウンターパーティ)				
	売建	32,640,455	—	△136,441	△136,441
	買建	22,739,601	—	116,345	116,345
	合計	—	—	△20,096	△20,096

(注) 時価の算定方法 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じて評価した想定元本から、契約額を差し引いた金額により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引 の種類等	契約額等		時価(注)	評価損益
		うち1年超	—		
市場取引 以外の取引	外国為替証拠金取引 (顧客)				
	売建	109,835,459	—	2,312,250	2,312,250
	買建	57,766,291	—	2,005,351	2,005,351
	合計	—	—	4,317,602	4,317,602
	外国為替証拠金取引 (カウンターパーティ)				
	売建	22,933,079	—	44,853	44,853
	買建	69,942,952	—	△193,684	△193,684
	合計	—	—	△148,830	△148,830

(注) 時価の算定方法 外貨建の契約額に連結会計年度末の直物為替相場を乗じて評価した想定元本から、契約額を差し引いた金額により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。在外子会社については、退職給付制度は設けておりません。なお、当社及び国内子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	21,712千円
退職給付費用	7,823千円
退職給付の支払額	△814千円
退職給付に係る負債の期末残高	28,720千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	28,720千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,720千円
退職給付に係る負債	28,720千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	7,823千円
----------------	---------

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。在外子会社については、退職給付制度は設けておりません。なお、当社及び国内子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	28,720千円
退職給付費用	6,918千円
退職給付の支払額	△5,022千円
退職給付に係る負債の期末残高	30,616千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	30,616千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,616千円
退職給付に係る負債	30,616千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	6,918千円
----------------	---------

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年9月12日臨時株主総会決議 及び平成19年9月21日取締役会決議	平成20年3月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員4名 (注)1	当社取締役4名 当社従業員18名
株式の種類及び付与数	普通株式 800,000株 (注)2	普通株式 200,000株 (注)2
付与日	平成19年9月27日	平成20年3月21日
権利確定条件	新株予約権者は、当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日以後、権利行使時ににおいて当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成21年9月22日 至 平成29年9月21日	自 平成22年3月15日 至 平成30年3月14日

(注) 1. 付与対象者の従業員4名のうち3名は、当連結会計年度末において取締役に就任しております。

2. 平成25年12月3日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年9月12日臨時株主総会決議 及び平成19年9月21日取締役会決議	平成20年3月14日取締役会決議
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	800,000	191,000
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	800,000	191,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成25年12月3日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年9月12日臨時株主総会決議 及び平成19年9月21日取締役会決議	平成20年3月14日取締役会決議
権利行使価格(円)	150	150
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 平成25年12月3日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積り方法を、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価格による評価額及びDCF法(ディスカウンティド・キャッシュフロー法)による折衷法を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	420,184千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年9月12日臨時株主総会決議 及び平成19年9月21日取締役会決議	平成20年3月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員4名 (注)1	当社取締役4名 当社従業員18名
株式の種類及び付与数	普通株式 800,000株 (注)2	普通株式 200,000株 (注)2
付与日	平成19年9月27日	平成20年3月21日
権利確定条件	新株予約権者は、当社株式がいづれかの金融商品取引所に上場した日以後、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会決議において正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 平成21年9月22日 至 平成29年9月21日	自 平成22年3月15日 至 平成30年3月14日

(注) 1. 付与対象者の従業員4名のうち3名は、当連結会計年度末において取締役に就任しております。

2. 平成25年12月3日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年9月12日臨時株主総会決議 及び平成19年9月21日取締役会決議	平成20年3月14日取締役会決議
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	800,000	191,000
付与	—	—
失効	—	△11,000
権利確定	—	—
未確定残	800,000	180,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成25年12月3日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年9月12日臨時株主総会決議 及び平成19年9月21日取締役会決議	平成20年3月14日取締役会決議
権利行使価格(円)	150	150
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 平成25年12月3日付で、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積り方法を、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価格による評価額及びDCF法(ディスカウンティド・キャッシュフロー法)による折衷法を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	345,940千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	26,721 千円	13,492 千円
貸倒引当金	326 千円	11,779 千円
賞与引当金	15,593 千円	13,874 千円
退職給付に係る負債	10,223 千円	9,866 千円
役員退職慰労引当金	135,144 千円	178,744 千円
その他	14,807 千円	18,891 千円
繰延税金資産小計	202,816 千円	246,649 千円
評価性引当額	△134,734 千円	△178,744 千円
繰延税金資産合計	68,081 千円	67,904 千円
繰延税金負債		
差入保証金	△33 千円	△13 千円
繰延税金負債合計	△ 33 千円	△ 13 千円
繰延税金資産純額	68,048 千円	67,891 千円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	45,450 千円	29,429 千円
固定資産－繰延税金資産	22,597 千円	38,461 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.0 %	35.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %	0.2 %
住民税均等割額	0.1 %	0.1 %
評価性引当額の増減額	15.2 %	12.8 %
税効果を認識していない連結子会社の欠損金	5.8 %	11.7 %
その他	0.1 %	△1.5 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.4 %	58.9 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.0%から35.6%になります。

なお、当該税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)」が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.6%から33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が33.0%から32.2%に変更になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は5,990千円減少し、法人税等調整額は5,990千円増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の営業収益の90%以上を占める外国為替取引損益は、顧客等との外国為替証拠金取引によって生じる損益とカバー取引によって生じる損益との差額であるため、特定の顧客に帰属する営業収益を算定することはできず、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び主要 株主	細合 俊一	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接13.7	—	当社ボンド・ ファシリティ 契約に基づく 銀行に対する 債務被保証 (注) 2	3,000,000	—	—
							当社銀行借入 に対する債務 被保証 (注) 3	1,049,600	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、当社と銀行とのボンド・ファシリティ契約に基づく銀行への債務に対して代表取締役 細合俊一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は極度額を記載しております。

3. 当社は、銀行借入に対して代表取締役 細合俊一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	細合 俊一	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接13.4	—	当社ボンド・ ファシリティ 契約に基づく 銀行に対する 債務保証 (注) 2	3,000,000	—	—
							当社銀行借入 に対する債務 保証 (注) 3	1,560,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、当社と銀行とのボンド・ファシリティ契約に基づく銀行への債務に対して代表取締役 細合俊一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は極度額を記載しております。

3. 当社は、銀行借入に対して代表取締役 細合俊一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 株当たり純資産額	625円48銭	668円73銭
1 株当たり当期純利益金額	83円08銭	45円90銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成25年12月3日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	360,630	199,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	360,630	199,513
普通株式の期中平均株式数(株)	4,341,000	4,347,027
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類(新株予約権の数991個)。	新株予約権 2 種類(新株予約権の数980個)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、新たに設立したHIROSE FINANCIAL LIMITEDを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
(会計方針の変更) 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費 50,270 千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	26,706	6	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成27年12月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないもの

対象物の種類が通貨であるデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

通貨関連

(単位：千円)

区分	デリバティブ取引 の種類等	契約額等		時価(注)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	外国為替証拠金取引 (顧客)				
	売建	126,430,579	—	3,693,893	3,693,893
	買建	45,576,306	—	1,597,709	1,597,709
	合計	—	—	5,291,603	5,291,603
	外国為替証拠金取引 (カウンターパーティ)				
	売建	8,478,500	—	28,692	28,692
	買建	83,375,496	—	△ 224,454	△ 224,454
	合計	—	—	△ 195,762	△ 195,762

(注) 時価の算定方法 外貨建の契約額に当第3四半期連結会計期間末の直物為替相場を乗じて評価した想定元本から、契約額を差し引いた金額により算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	110円43銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	491,524
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	491,524
普通株式の期中平均株式数(株)	4,451,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(平成27年3月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,186,600	2,800,000	1.417	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	500,000	500,000	8.047	平成28年7月25日

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	500,000	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 2,437,789	※2 2,789,222
外国為替取引顧客分別金信託	18,986,831	22,323,000
外国為替取引顧客差金	※1 4,108,443	※1 5,004,307
外国為替取引顧客未収入金	71,816	96,978
外国為替取引差入証拠金	3,308,542	3,674,137
外国為替取引自己取引差金	51,846	15,749
外国為替取引自己取引未収入金	10,234	184,107
貯蔵品	40,157	28,926
未収入金	36,334	32,908
未収還付消費税等	—	44,058
前払費用	15,411	15,457
繰延税金資産	33,385	24,609
その他	1,626	8,198
貸倒引当金	△802	—
流動資産合計	29,101,616	34,241,662
固定資産		
有形固定資産		
建物	85,264	99,910
減価償却累計額	△44,607	△53,343
建物（純額）	40,657	46,567
車両運搬具	10,632	24,173
減価償却累計額	△7,899	△9,220
車両運搬具（純額）	2,733	14,952
器具備品	41,427	45,386
減価償却累計額	△26,983	△32,551
器具備品（純額）	14,444	12,835
建設仮勘定	1,627	—
有形固定資産合計	59,461	74,355
無形固定資産		
ソフトウエア	43,369	80,793
その他	246	246
無形固定資産合計	43,616	81,040
投資その他の資産		
関係会社株式	228,977	293,567
長期前払費用	11,790	11,926
繰延税金資産	20,837	37,536
差入保証金	25,631	22,943
その他	2,900	43,077
貸倒引当金	—	△35,443
投資その他の資産合計	290,135	373,608
固定資産合計	393,213	529,004
資産合計	29,494,830	34,770,666

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	※1 22,524,278	※1 26,473,778
外国為替取引顧客差金	535,320	686,726
外国為替取引顧客未払金	317,017	406,151
外国為替取引自己取引差金	71,943	164,580
外国為替取引自己取引未払金	79,284	164
短期借入金	※2、3、4 2,186,600	※2、3、4 2,800,000
未払金	165,490	259,614
未払費用	35,358	39,419
未払法人税等	229,524	131,685
前受金	1,175	974
預り金	28,568	27,580
賞与引当金	39,337	37,339
その他	—	280
流動負債合計	26,213,897	31,028,295
固定負債		
長期借入金	500,000	500,000
退職給付引当金	25,840	28,989
役員退職慰労引当金	378,574	552,054
固定負債合計	904,414	1,081,043
負債合計	27,118,312	32,109,338
純資産の部		
株主資本		
資本金	420,795	420,795
資本剰余金		
資本準備金	108,575	108,575
その他資本剰余金	—	19,030
資本剰余金合計	108,575	127,605
利益剰余金		
利益準備金	1,100	1,100
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,908,748	2,138,227
利益剰余金合計	1,909,848	2,139,327
自己株式	△62,700	△26,400
株主資本合計	2,376,518	2,661,327
純資産合計	2,376,518	2,661,327
負債純資産合計	29,494,830	34,770,666

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
外国為替取引損益	4,219,850	4,221,097
外国為替取引受取手数料	4,690	2,796
その他の営業収益	9,022	18,624
営業収益合計	4,233,563	4,242,518
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 3,548,889	※1 3,758,349
営業利益	684,674	484,169
営業外収益		
受取利息	3,889	5,081
受取配当金	※2 —	※2 159,920
関係会社経営指導料	6,444	6,204
貸倒引当金戻入額	852	—
ポジション移管損益	※3 5,575	※3 —
為替差益	1,687	474
その他	625	2,796
営業外収益合計	19,074	174,476
営業外費用		
支払利息	41,697	77,250
その他	1	—
営業外費用合計	41,698	77,250
経常利益	662,049	581,395
特別損失		
固定資産除却損	※4 15,712	※4 1,367
関係会社株式評価損	123,360	143,070
特別損失合計	139,072	144,438
税引前当期純利益	522,976	436,957
法人税、住民税及び事業税	325,422	215,400
法人税等調整額	57,523	△7,922
法人税等合計	382,945	207,477
当期純利益	140,031	229,479

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	420,795	108,575	—	108,575	1,100	1,773,057	1,774,157
当期変動額							
剰余金の配当						△4,341	△4,341
当期純利益						140,031	140,031
自己株式の処分							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	135,690	135,690
当期末残高	420,795	108,575	—	108,575	1,100	1,908,748	1,909,848

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△62,700	2,240,827	2,240,827
当期変動額			
剰余金の配当		△4,341	△4,341
当期純利益		140,031	140,031
自己株式の処分			—
当期変動額合計	—	135,690	135,690
当期末残高	△62,700	2,376,518	2,376,518

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	420,795	108,575	—	108,575	1,100	1,908,748	1,909,848
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益						229,479	229,479
自己株式の処分			19,030	19,030			
当期変動額合計	—	—	19,030	19,030	—	229,479	229,479
当期末残高	420,795	108,575	19,030	127,605	1,100	2,138,227	2,139,327

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△62,700	2,376,518	2,376,518
当期変動額			
剰余金の配当			—
当期純利益		229,479	229,479
自己株式の処分	36,300	55,330	55,330
当期変動額合計	36,300	284,809	284,809
当期末残高	△26,400	2,661,327	2,661,327

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

車両運搬具 4年～5年

器具備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法(期末自己都合要支給額)を採用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

なお、当事業年度において役員退職慰労引当金に関する内規を変更しております。この変更にともなう役員退職慰労引当金の増加額116,697千円は、販売費及び一般管理費に含めて計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益に、取引に係る受取手数料を外国為替取引受取手数料として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定（資産）、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替自己取引差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定にそれぞれ計上しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～31年

車両運搬具 4年～5年

器具備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定は簡便法(期末自己都合要支給額)を採用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客からの注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益（スワップを含む。）を外国為替取引損益に、取引に係る受取手数料を外国為替取引受取手数料として計上しております。

このうち、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションについて取引明細毎に算定し、これらを顧客毎に合算し損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引顧客差金勘定（資産）に、評価損相当額を外国為替取引顧客差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。未決済ポジションに対する累積スワップポイントについても取引明細毎に算定し、顧客ごとに合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を同貸借対照表上の外国為替取引顧客未収入金勘定に、評価損相当額を外国為替取引顧客未払金勘定にそれぞれ計上しております。

また、顧客から外国為替証拠金取引の証拠金として預託された金銭は、金融商品取引法第43条の3第1項並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める金銭信託（顧客区分管理信託）により自己の固有財産と区分して管理しております。当該金銭信託に係る元本は貸借対照表上の外国為替取引顧客分別金信託勘定に計上しております。

(3) カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益を外国為替取引損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティを相手方とする外国為替証拠金取引に係る未決済ポジションを、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、これらを決済日毎に合計し損益を相殺した上で、各勘定に計上しております。損益算定日の翌営業日を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定、損益算定日の翌々営業日以降を決済日とするポジションに係る評価益相当額を、連結貸借対照表上の外国為替取引自己取引差金勘定（資産）、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替自己取引差金勘定（負債）にそれぞれ計上しております。

また、当社のカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引における未決済ポジションに係るスワップも、カウンターパーティ毎、取引明細毎に算定し、合算して損益を相殺した上で、評価益相当額を連結貸借対照表上の外国為替取引自己未収入金勘定に、評価損相当額を同貸借対照表上の外国為替取引自己未払金勘定にそれぞれ計上しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
外国為替取引顧客差金(資産)	324,256 千円	401,536 千円
外国為替取引預り証拠金	339,496 千円	411,273 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	460,000 千円	775,000 千円

(2) 担保付債務

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	1,049,600 千円	2,400,000 千円

上記のほか、当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約(以下「ボンド・ファシリティ契約」という。)に基づく債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当該契約に基づく担保の差入額、担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	1,000,000 千円	900,000 千円
被保証債務残高	— 千円	— 千円
債務保証の極度額	3,000,000 千円	3,000,000 千円

※3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため前事業年度においては取引銀行4行、当事業年度においては取引銀行7行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額 及びコミットメントライン契約の総額	2,200,000 千円	2,800,000 千円
借入実行残高	2,100,000 千円	2,800,000 千円
差引額	100,000 千円	— 千円

※4 財務制限条項

前事業年度(平成26年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約及びボンド・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されております。

1. コミットメントライン契約

- ① 金融商品取引法第46条の6 第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 每月末算出する金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する当該月にかかる月次単体試算表に示される経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること(なお、月次単体試算表に示される経常損益が損失である場合には、当該月については超過したものとみなす。)。
- ③ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ④ 各四半期会計期間末日の単体の損益計算書に示される営業損益および経常損益が損失とならないようすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6 第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する月次単体試算表における経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A) × (B) - 1,000百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

(A)④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高

(B)表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲値相場)(以下、「本件レート」という。)のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

- ⑥ 各四半期会計期間末日の損益計算書において、経常損益・営業損益が損失とならないようすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約及びボンド・ファシリティ契約には、以下の財務制限条項が付されております。

1. コミットメントライン契約

- ① 決算期(第二四半期を含まない。)の末日における単体の自己資本規制比率が200%を下回らせないこと。
- ② 決算期(第二四半期を含まない。)における単体の損益計算書に示される営業損益を損失にしないこと。
- ③ 決算期(第二四半期を含まない。)における単体の損益計算書に示される経常損益を損失にしないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する月次単体試算表における経常利益の5倍に相当する額を2ヶ月連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A)×(B)−900百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

- (A)④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高
- (B)表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲値相場)(以下、「本件レート」という。)のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたものの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

- ⑥ 各四半期会計期間末日の損益計算書において、経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
システム使用料	1,386,620 千円	1,479,265 千円
役員報酬	205,360 千円	264,240 千円
給与手当等	218,659 千円	259,298 千円
退職給付費用	5,498 千円	6,106 千円
賞与引当金繰入額	39,337 千円	18,630 千円
役員退職慰労引当金繰入額	167,617 千円	173,480 千円
貸倒引当金繰入額	— 千円	35,443 千円
減価償却費	34,202 千円	52,900 千円
支払手数料	343,475 千円	313,786 千円
広告宣伝費	615,647 千円	583,809 千円
おおよその割合		
販売費	66%	64%
一般管理費	34%	36%

※2 営業外収益のうち関係会社との取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
受取配当金	—千円	159,920千円

※3 当社がカバー先に対して保有しているポジションの移管に伴い、ポジションを建てなおしたことにより発生した取引損益であります。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	—千円	908千円
器具備品	340千円	0千円
ソフトウエア	3,411千円	458千円
長期前払費用	11,960千円	—千円
計	15,712千円	1,367千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は228,977千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は293,567千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	16,496 千円	10,446 千円
貸倒引当金	285 千円	11,703 千円
賞与引当金	14,000 千円	12,329 千円
退職給付引当金	9,196 千円	9,340 千円
役員退職慰労引当金	134,734 千円	177,871 千円
関係会社株式評価損	106,620 千円	142,621 千円
その他	14,277 千円	18,339 千円
繰延税金資産小計	295,611 千円	382,652 千円
評価性引当額	△241,354 千円	△320,493 千円
繰延税金資産合計	54,256 千円	62,159 千円
繰延税金負債		
差入保証金	△33 千円	△13 千円
繰延税金負債合計	△33 千円	△13 千円
繰延税金資産純額	54,223 千円	62,145 千円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	33,385 千円	24,609 千円
固定資産－繰延税金資産	20,837 千円	37,536 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.0 %	35.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %	0.2 %
住民税均等割額	0.1 %	0.1 %
評価性引当額の増減額	34.2 %	25.8 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4 %	1.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	— %	△13.0 %
その他	0.2 %	△2.5 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	73.2 %	47.5 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%になります。

なお、当該税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)」が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、平成27年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.6%から33.0%に、平成28年4月1日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が33.0%から32.2%に変更になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は5,528千円減少し、法人税等調整額は5,528千円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】(平成27年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産	—	—	—				
建物	—	—	—	99,910	53,343	10,178	46,567
車両運搬具	—	—	—	24,173	9,220	1,321	14,952
器具備品	—	—	—	45,386	32,551	5,882	12,835
有形固定資産計	—	—	—	169,470	95,114	17,382	74,355
無形固定資産	—	—	—				
ソフトウエア	—	—	—	129,345	48,551	35,517	80,793
その他	—	—	—	246	—	—	246
無形固定資産計	—	—	—	129,591	48,551	35,517	81,040
長期前払費用	21,255	10,000	—	31,255	19,328	9,863	11,926

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	802	35,443	802	—	35,443
賞与引当金	39,337	37,339	39,337	—	37,339
役員退職慰労引当金	378,574	173,480	—	—	552,054

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年3月31日現在)

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	795
預金	
普通預金	1,083,426
定期預金	1,705,000
計	2,788,426
合計	2,789,222

ロ. 外国為替取引顧客分別金信託

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	22,323,000
合計	22,323,000

ハ. 廉藏品

区分	金額(千円)
キャンペーン用商品	28,870
その他	55
合計	28,926

二. 外国為替取引顧客差金(資産)

区分	金額(千円)
顧客	5,004,307
合計	5,004,307

② 負債の部

イ. 外国為替取引預り証拠金

区分	金額(千円)
顧客	26,473,778
合計	26,473,778

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告掲載URL http://www.hirose-fx.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年6月6日	角谷 敏則	兵庫県豊岡市	—	石原 愛	大阪市東淀川区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	4,000	2,012,000 (503) (注)4	所有者の事情による
平成26年6月6日	角谷 敏則	兵庫県豊岡市	—	野市 裕作	奈良県生駒市	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の役員、大株主上位10名)	4,000	2,012,000 (503) (注)4	所有者の事情による
平成26年6月6日	角谷 敏則	兵庫県豊岡市	—	松田 弥	大阪府東大阪市	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の役員、大株主上位10名)	4,000	2,012,000 (503) (注)4	所有者の事情による
平成26年6月6日	南船文石油店代表取締役社長角谷 敏則	兵庫県豊岡市城崎町湯島836	—	友延 雅昭	奈良県生駒市	特別利害関係者等(当社常務取締役、当社子会社の役員、大株主上位10名)	4,000	2,012,000 (503) (注)4	所有者の事情による
平成26年6月6日	南船文石油店代表取締役社長角谷 敏則	兵庫県豊岡市城崎町湯島836	—	衣川 貴裕	大阪府吹田市	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の役員)	4,000	2,012,000 (503) (注)4	所有者の事情による
平成26年6月6日	南船文石油店代表取締役社長角谷 敏則	兵庫県豊岡市城崎町湯島836	—	松井 隆司	大阪市東淀川区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	4,000	2,012,000 (503) (注)4	所有者の事情による
平成27年3月25日	フラクタルシステムズ㈱代表取締役中川 正弘	東京都千代田区三番町6番26号	—	友延 雅昭	奈良県生駒市	特別利害関係者等(当社常務取締役、当社子会社の役員、大株主上位10名)	3,000	1,509,000 (503) (注)4	所有者の事情による
平成27年3月25日	フラクタルシステムズ㈱代表取締役中川 正弘	東京都千代田区三番町6番26号	—	石原 愛	大阪市東淀川区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	2,800	1,408,400 (503) (注)4	所有者の事情による
平成27年3月25日	フラクタルシステムズ㈱代表取締役中川 正弘	東京都千代田区三番町6番26号	—	野市 裕作	奈良県生駒市	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の役員、大株主上位10名)	2,800	1,408,400 (503) (注)4	所有者の事情による
平成27年3月25日	フラクタルシステムズ㈱代表取締役中川 正弘	東京都千代田区三番町6番26号	—	松田 弥	大阪府東大阪市	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の役員、大株主上位10名)	2,800	1,408,400 (503) (注)4	所有者の事情による
平成27年3月25日	フラクタルシステムズ㈱代表取締役中川 正弘	東京都千代田区三番町6番26号	—	衣川 貴裕	大阪府吹田市	特別利害関係者等(当社取締役、当社子会社の役員)	2,800	1,408,400 (503) (注)4	所有者の事情による
平成27年3月25日	フラクタルシステムズ㈱代表取締役中川 正弘	東京都千代田区三番町6番26号	—	松井 隆司	大阪市東淀川区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	2,800	1,408,400 (503) (注)4	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況にかかる記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況にかかる記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
- DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式
処分年月日	平成27年3月12日
種類	普通株式(自己株式)
処分数	110,000株
処分価格	503円 (注) 3
資本組入額	— (注) 4
処分価額の総額	55,330,000円
資本組入額の総額	— (注) 4
処分方法	第三者割当の方法による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされています。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 処分価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式等により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 保有自己株式の処分につき、資本組入額がありません。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
MAICOS INTERNATIONAL COMPANY LIMITED (常任代理人 鈴木 トヨ エ) Directors 鈴木 麻衣子 資本金 10,000香港ドル	FLATB, 521F., BLOCK1, COASTALSKYLINE, TUNG CHUNG, HONG KONG	経営コンサル ティング	100,000	50,300,000 (503)	当社株式を 30,000株所有
英 茂	福井県小浜市	会社員	10,000	5,030,000 (503)	当社株式を 30,000株所有

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
細合 俊一 ※①, ②, ④	大阪府八尾市	674,000 (80,000)	12.23 (1.45)
友延 雅昭 ※①, ③, ④	奈良県生駒市	517,000 (160,000)	9.38 (2.90)
渋谷 誠一 ※①	徳島県鳴門市	430,000	7.80
石原 愛 ※①, ③	大阪市東淀川区	286,800 (130,000)	5.20 (2.36)
松井 隆司 ※①, ③	大阪市東淀川区	266,800 (130,000)	4.84 (2.36)
野市 裕作 ※①, ③, ④	奈良県生駒市	236,800 (90,000)	4.30 (1.63)
大阪投資育成第5号投資事業 有限責任組合 ※①	大阪市北区中之島3-3-23	235,000	4.26
松田 弥 ※①, ③, ④	大阪府東大阪市	216,800 (80,000)	3.93 (1.45)
衣川 貴裕 ※③, ④	大阪府吹田市	206,800 (90,000)	3.75 (1.63)
村井 昌江 ※①	東京都町田市	200,000	3.63
安島 正治 ※①	大阪府枚方市	200,000	3.63
村井 隆生 ※①	東京都町田市	160,000	2.90
世良 道江	広島県吳市	130,000	2.36
MAICOS INTERNATIONAL COMPANY LIMITED (常任代理人 鈴木 トヨエ)	FLATB, 521F., BLOCK1, COASTALSKYLINE, TUNG CHUNG, HONG KONG (愛知県豊橋市)	130,000	2.36
森本 和弥	奈良県奈良市	100,000	1.81
細合 光子 ※⑤	大阪府八尾市	100,000	1.81
投資事業組合オリックス11号	東京都港区浜松町2-4-1	100,000	1.81
池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合	大阪市北区茶屋町18-14	100,000	1.81
中本 善昭 ※⑥	大阪市西淀川区	100,000 (100,000)	1.81 (1.81)
角谷 敏則	兵庫県豊岡市	88,000	1.60
有船文石油店	兵庫県豊岡市城崎町湯島836	88,000	1.60
西田善三郎	大阪府茨木市	80,000	1.45
ヒロセ通商㈱ ※⑦	大阪市西区新町1-3-19 MGビルディング	80,000	1.45
大阪中小企業投資育成㈱	大阪市北区中之島3-3-23	65,000	1.18
藤澤 宣昭 ※⑥	奈良県大和郡山市	59,000 (35,000)	1.07 (0.64)
JAIC-IF3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3-11 精興竹橋共同ビル 日本アジア投資株式会社内	50,000	0.91
㈱アドウェイズ	東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー38階	50,000	0.91

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱フルスピード	東京都渋谷区円山町3-6 E・スペースタワー8階	50,000	0.91
三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-7-17	40,000	0.73
村井 洋生	東京都町田市	40,000	0.73
桑嶋 司	大阪府枚方市	40,000	0.73
英 茂	福井県あわら市	40,000	0.73
宇野 卓伸	福井県鯖江市	30,000	0.54
寺田 祐佳 ※⑥	堺市北区	30,000 (20,000)	0.54 (0.36)
ヒロセ通商従業員持株会	大阪市西区新町1-3-19 MGビルディング	27,000	0.49
梶本 道代 ※⑥	大阪市東成区	27,000 (3,000)	0.49 (0.05)
和田 靖子	相模原市中央区	25,000	0.45
㈱ピーエスシー	東京都港区芝公園2-2-18	23,000	0.42
西田 治	大阪府摂津市	20,000	0.36
細合 浩二 ※⑤	大阪府八尾市	20,000	0.36
細合 道子 ※⑤	大阪府八尾市	20,000	0.36
薮内 實	大阪府藤井寺市	20,000	0.36
生酒 詩音 ※④, ⑥	大阪市都島区	15,000 (15,000)	0.27 (0.27)
石田 旭弘 ※⑥	堺市南区	10,000	0.18
佐々木 よし子	相模原市南区	10,000	0.18
鈴木 泰寿	福島県いわき市	10,000	0.18
松岡 秀雄 ※⑥	大阪府大東市	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
矢倉 春菜 ※⑥	大阪府四条畷市	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
矢納 良弘 ※⑥	大阪市福島区	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
関 尚美 ※⑥	大阪市港区	10,000 (10,000)	0.18 (0.18)
松本 貴徳 ※④	東京都世田谷区	8,000	0.15
美濃出 真吾 ※④, ⑥	奈良県奈良市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
㈱スプリングナレッジコンサルティング	東京都千代田区岩本町2-4-1 神田岩本町プラザビル9F	3,000	0.05
伊與木 正晴	大阪府豊中市	3,000	0.05
遠賀 磨理江	東京都品川区	3,000	0.05
細合 誠 ※⑤, ⑥	大阪府八尾市	2,000 (2,000)	0.04 (0.04)
計	—	5,511,000 (980,000)	100.00 (17.78)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※① 特別利害関係者等(大株主上位10名)
- ※② 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
- ※③ 特別利害関係者等(当社取締役)
- ※④ 特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
- ※⑤ 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
- ※⑥ 当社従業員
- ※⑦ 当社自己株式

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. ()内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月3日

ヒロセ通商株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 津 誠 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 照 私 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒロセ通商株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月3日

ヒロセ通商株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 津 誠 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 照 私 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒロセ通商株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月3日

ヒロセ通商株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 津 誠 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 照 私 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヒロセ通商株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月3日

ヒロセ通商株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 津 誠 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 照 私 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒロセ通商株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月3日

ヒロセ通商株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 勝 基 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 津 誠 司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 村 照 私 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヒロセ通商株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

